

2020 年度

事故情報収集・調査報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構

はじめに

独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E：ナイト）は、消費生活用製品等に関する事故情報の収集を行い、その事故原因を調査・究明し、その結果を公表することによって、製品事故の再発・未然防止を図り、国民の安全なくらしの実現に貢献しています。

N I T Eは、消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）第 35 条及び第 36 条に規定する「製品事故情報報告・公表制度」により収集された「重大製品事故」の安全性に関する技術上の調査を経済産業大臣の指示（消安法第 36 条第 4 項）に基づいて実施するとともに、重大製品事故以外の製品事故（以下「非重大製品事故」という。）についても、製造・輸入事業者、行政機関、消費生活センター、消防、警察等の通知や報告に基づいて事実関係を聴取するほか、事故発生現場の調査や事故品の確認・入手に努め、必要に応じて事故の再現試験等を実施し、事故原因を究明し、その結果を公表して、事故の再発・未然防止を図っています。

また、2006 年度からは、事故の発生頻度と危害の程度でリスクを評価する R-Map 手法を導入し、製品のリスク評価とリスク低減策も追加、検討しています。さらに、2009 年 4 月の「長期使用製品安全点検・表示制度」の施行に資するため、製品に関する経年劣化分析を行った結果を経済産業省に提供すると共に、「経年劣化事故データベース」として N I T E ホームページに公表しています。

事故調査・原因分析の結果に関して、重大製品事故の結果は消費者庁より公表されますが、非重大製品事故については、学識経験者等により構成される N I T E 「事故動向等解析専門委員会」における審議を通じて妥当性を検証しています。これらの事故情報やその調査状況・調査結果は随時、経済産業省及び消費者庁に報告するとともに、N I T E ホームページ等を通じて公表しています。必要な場合には経済産業省や消費者庁から事業者や業界に対しての行政上の措置が講じられます。

本報告書は、2020 年度（2020 年 4 月～2021 年 3 月）の重大製品事故情報及び非重大製品事故情報の収集状況、並びに 2020 年度までに収集した事故情報を「2020 年度 事故情報収集・調査報告書」（2021 年 8 月 31 日の集計結果）として取りまとめたものです。

2021 年 12 月  
独立行政法人製品評価技術基盤機構

# 目次

1	N I T Eにおける製品事故情報収集の概要	2
2	事故情報の収集状況	4
2.1	事故情報受付件数	4
2.2	製品区分別の事故情報収集件数	6
2.3	被害状況と被害者年代	7
2.4	調査中を除く事故原因区分別の受付件数推移	8
3	事故情報の解析	9
3.1	2020年度の事故発生製品ランキング	9
3.2	外部機関情報とのクロス集計分析	10
3.2.1	高齢者による製品事故のリスクアセスメント	10
3.2.2	コロナ禍と製品安全	12
3.2.3	EC市場を流通する高リスクな製品	15
3.2.4	地域テーラーメイド	16
4	調査結果の活用	21
4.1	2020年度の事故調査実施状況	21
4.2	事故情報における「製品に起因する事故」が多い5製品	21
4.3	事故情報における「誤使用や不注意な使用による事故」が多い5製品	22
4.4	経済産業省の施策への技術的支援	23
4.5	「重大製品事故」の調査結果と事業者の対応例及び再発防止措置の実施状況	23
4.6	「非重大製品事故」における製造事業者等による再発防止措置の実施状況	24
4.7	「非重大製品事故」における2020年度注目・多発事件事例	25
4.8	R-Map分析を活用した事故情報のリスク分析	26
5	社告・リコール情報の収集及び公開	29
6	事故情報収集・調査結果、注意喚起情報の公表	30
6.1	事故情報収集・調査報告書の公表	30
6.2	報道機関への情報提供「プレスリリース」(毎月第4木曜日に実施)	30
6.3	PSマガジン(製品安全情報マガジン)(毎月第2・4火曜日に配信)	30
6.4	注意喚起ミニポスター	31
6.5	YouTube	31
6.6	Twitter	31
6.7	社会的に注目度の高い製品事故への即時対応	31
6.8	流通事業者との協力関係	32
6.9	外部機関との連携	32
別表1	品目代表例一覧	33
別表2	報道機関への情報提供「プレスリリース」(2020年度実施概要)	34

## 1 N I T Eにおける製品事故情報収集の概要

独立行政法人製品評価技術基盤機構は、消費生活用製品（家庭用電気製品、燃焼器具、乗物・乗物用品、レジャー用品、乳幼児用品など）に関係して生じた以下の事故情報を収集しています。

### ① 消安法に基づき、製造・輸入事業者から国に報告された重大製品事故情報

重大製品事故とは、死亡、重傷、一酸化炭素中毒事故や火災など危害が重大な製品事故を指します。製造事業者や輸入事業者は、重大製品事故が発生した場合、その事故を知った日から10日以内に消費者庁へ報告する義務があります。消安法第35条第1項及び第2項に基づき、消費者庁（2009年8月31日までは経済産業省）に報告された事故情報のうち、受付、公表されたものを「重大製品事故情報」といいます。

### ② 上記に該当しない非重大製品事故情報

消安法に基づく製品事故情報報告・公表制度を補完する制度として、N I T Eの事故情報収集制度（1974年度から実施）の中で非重大製品事故情報を収集することが全国の事業者団体等に対して、経済産業省より通達が発出されています。（「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」（2011年3月4日）（2017年6月19日付で再周知されています。））

次に示す消安法の製品事故情報報告・公表制度の対象とならない製品事故を非重大製品事故といえます。

- ① 人的被害が生じた事故
- ② 人的被害が発生する可能性が高い物損事故
- ③ 人的被害が発生する可能性が高い製品の不具合に関する情報（ヒヤリハット情報）

図1に、N I T Eが実施している製品事故情報収集及び原因調査の概要を示します。消安法に基づき製造・輸入事業者から国に報告された重大製品事故のうち安全性に関する技術上の調査が必要なものについては、経済産業省の指示によりN I T Eが事故原因究明調査を実施しています。

重大製品事故の原因調査については、消防、警察及び事業者との合同調査には積極的に参加し、事故品が入手できた場合は分解等の詳細な調査、同等品での再現試験等を実施しています。加えて事業者には報告書の提出を求め、必要な場合には設計図面、製造指示書、品質管理記録等の資料の提供を依頼し、N I T Eが長年蓄積してきた技術的知見、経験、関連製品の事故情報等を踏まえ調査・原因究明を行っています。N I T Eが実施した調査結果は消費者庁及び経済産業省より公表されますが、原因調査で「製品起因ではない、または原因が不明」と判断された事故は、消費者庁と経済産業省の「製品事故調査判定合同会議」（正式名称：消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会）の審議・確認を経て、公表されます。その中で、最終審議結果が「重大製品事故に該当しない、または製品起因ではない」と判断されると、重大製品事故から非重大製品事故へ変更されて公表されます。

また、N I T Eが収集した非重大製品事故情報については、重大製品事故の調査と同様に、調査・原因究明を行っています。この調査・原因究明結果は、N I T E内部に設けた電気、機械・材料分野の事故原因技術解析ワーキンググループ（WG）で技術的な審議を行います。次に、学識経験者や消費者代表等によって構成される「事故動向等解析専門委員会」による事故原因や再発防止措置等の調査・評価結果等の妥当性等について最終審議及び確認を経た上で、公表しています。

N I T Eが実施した製品事故情報に基づく分析・調査の結果は、経済産業省、消費者庁等の行政機関における製品安全に係わる規制、技術基準体系の見直し等の行政施策等に反映されるほか、製造事業者等において製品事故の再発・未然防止等のために広く活用されています。

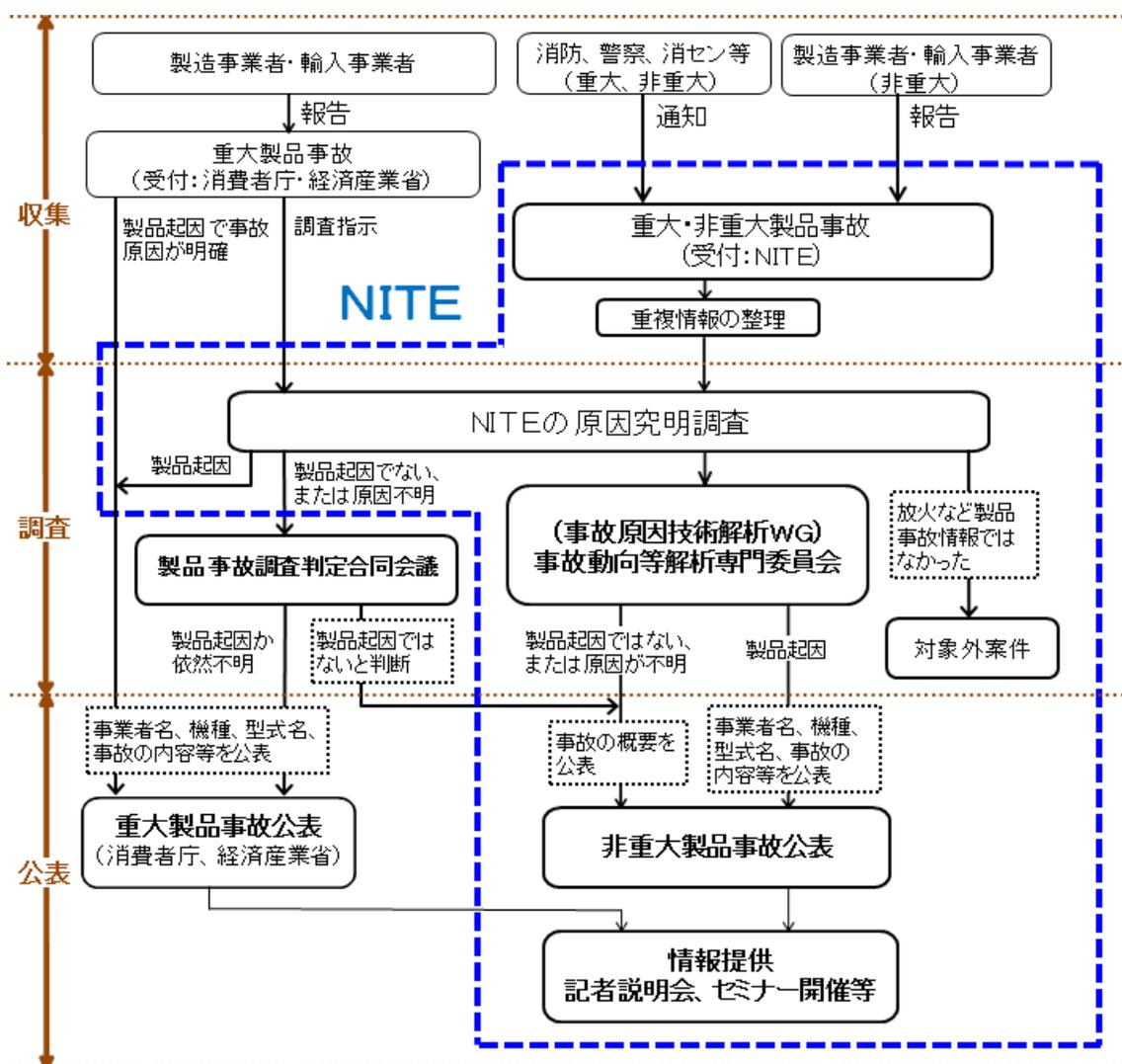


図1 N I T E製品事故情報収集・原因調査の概要（点線枠内がN I T Eの業務）

## 2 事故情報の収集状況

### 2.1 事故情報受付件数

N I T Eは 1974 年から、経済産業省の製品安全行政の一環として、「暮らしの中で使用される製品によって起こった事故（以下、「製品事故」という。）」の情報を収集しています。主な情報源は、製造・輸入事業者、行政機関、消費生活センター、消防、警察等であり、幅広く消費生活用製品の使用に伴う事故情報を収集しています。

図2は消安法が改正された2007年度以降の、N I T Eが収集した事故情報の受付件数推移です。各年度の事故情報の受付件数は、過去に渡り発生した事故や、一時的に多く発生した事故（リコール事象の事故等）の影響を受けて、突発的に受付件数が増加することがあります。また、同一の事故情報を複数機関から収集した場合、重複情報として扱っていますが、受付件数には全てを含んでいます。2020年度の受付件数を過去と比較したところ、2007年度から73.2%減、前年度から19.4%減でした。

2007年度には製品事故情報報告・公表制度の制定で、従来の情報収集活動の見直しが行われ、また、2009年度には消費者庁が発足したことにより、事故情報の情報源に変化が起きました。一方で、法規制による安全な製品の普及や、業界団体の安全に対する取り組み、消費者への様々な注意喚起によって安全意識が向上し、受付件数は減少しています。しかし、リコール等による大量の事故情報報告により、年々、受付件数は増減の変動をしています。図中の製品名はその年度に発生したリコール製品を表しています。

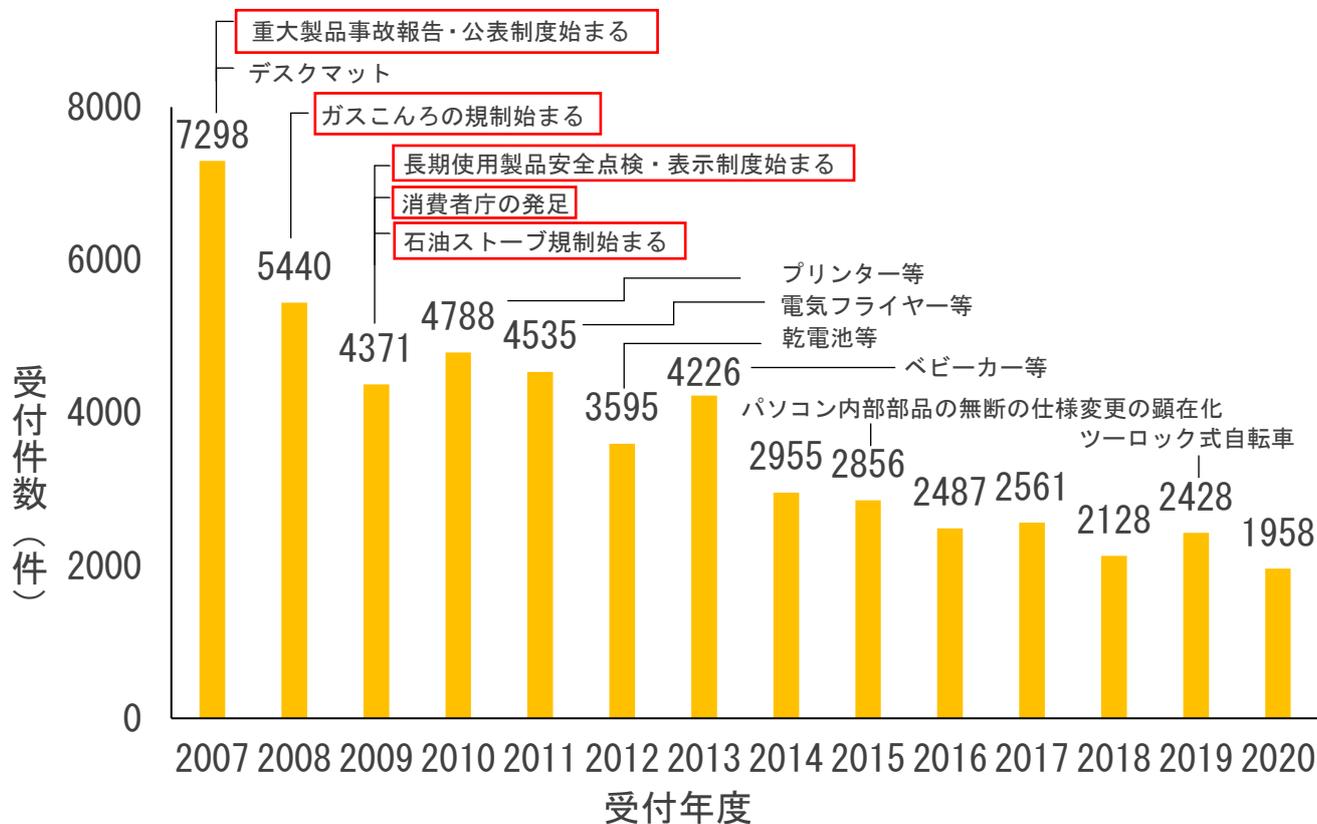


図2 事故情報収集件数の推移

図3は、図2を情報源別に示しています。凡例について、「国の機関(重大製品事故)」は、消安法に基づく事故通知です。「国の機関(その他)」は、ガス事業法や高圧ガス保安法等に基づく通知や経済産業局相談室等からの事故通知で「重大製品事故情報」に分類されない「非重大製品事故情報」等です。

「製造事業者等」には、製造事業者、販売事業者、輸入事業者が含まれます。「自治体等」には、都道府県、市町村、消防、警察が含まれます。「消費生活センター等」には、国民生活センター、消費生活センターが含まれます。「その他」には、新聞情報、消費者からの通知や、病院等が含まれます。

製造事業者等からの通知は、受付件数に増減の変動があります。これはリコール等による突発的な大量の非重大製品事故の報告に起因しています。また、2020年度は「国の機関(重大製品事故)」が前年に比べて減少しました。これは2019年度に発生したリコールによる重大製品事故報告が大量にあったことに起因します。他にも減少傾向の要因として、2020年度は新型コロナウイルス感染症により、消費者の行動が抑制された影響も考えられます。

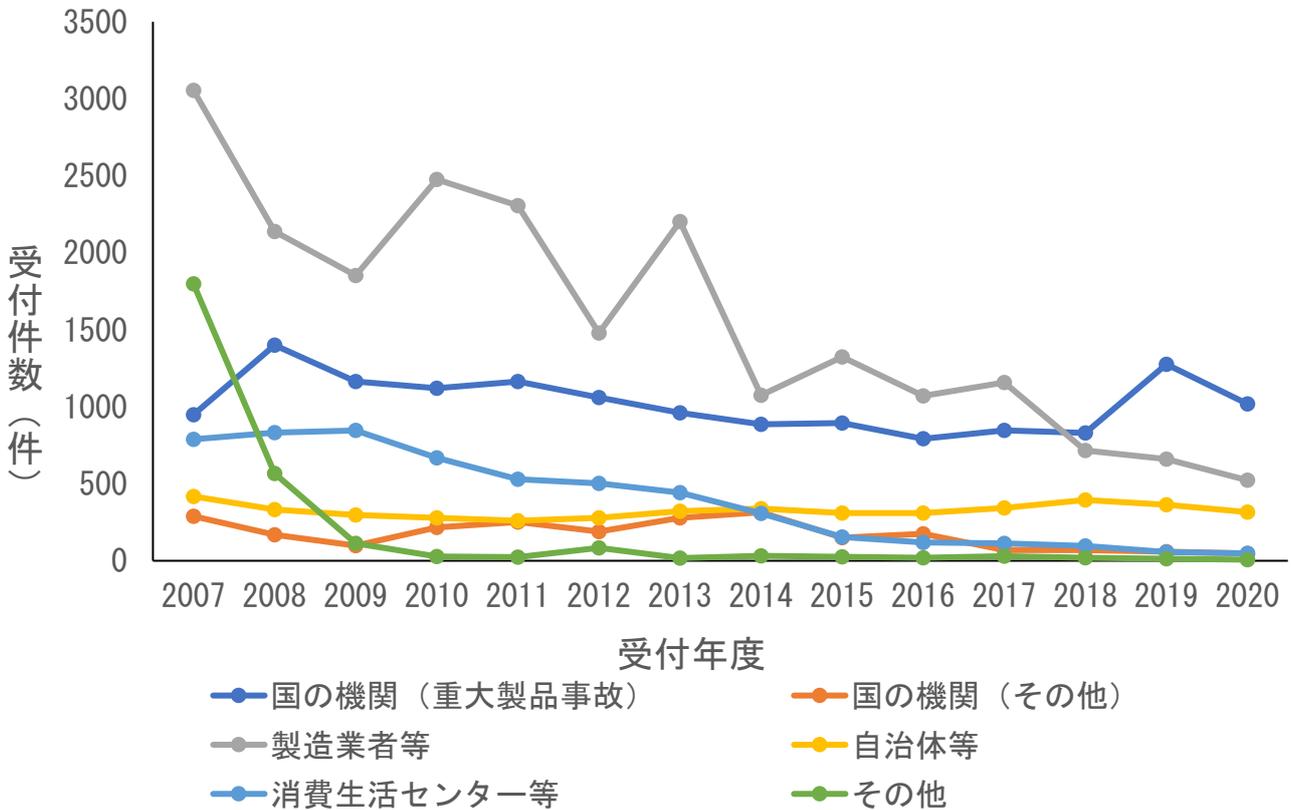


図3 事故情報の通知元情報源別件数の推移

## 2.2 製品区別の事故情報収集件数

本報告書において以降の件数は、同一の事故情報を複数機関から収集した重複情報や、放火等の明らかに製品事故ではないと最終判断された情報等（以下、「重複情報等」という。）を除いた件数になっています。また、各製品区分に属する主な製品を別表1「品目代表例一覧」に示しています。なお、製品区別の件数及び構成比が、特異的な数値を示している製品区分は、同一製品・機種等による多発事故情報が含まれている場合に見られます。下記は調査済みの案件のみを集計しています。

図4は件数が多い上位5品目と、それら以外の品目を「その他」としてまとめたときの件数推移です。その他には、「台所・食卓用品」、「保健衛生用品」、「レジャー用品」、「乳幼児用品」、「繊維製品」、「その他」が含まれています。2013年の一時的な件数増加は「乳幼児用品」でリコール事象の大量報告があった影響です。

2007年度以降、毎年度「家庭用電気製品」の件数が最多となっており、全体のおおよそ半数で推移しています。また、「家庭用電気製品」の件数推移は、「製造事業者等」からの事故通知の推移と類似しており、受付件数の増減は大量報告に起因しています。

上位5品目については、乗物・乗物用品を除き、増減を繰り返しながらも減少傾向で推移しています。例えば、全体の件数のうち2番目に多い燃焼器具では、特にガスこんろの件数が2007年度は420件でしたが、2020年度には40件まで減少しています。

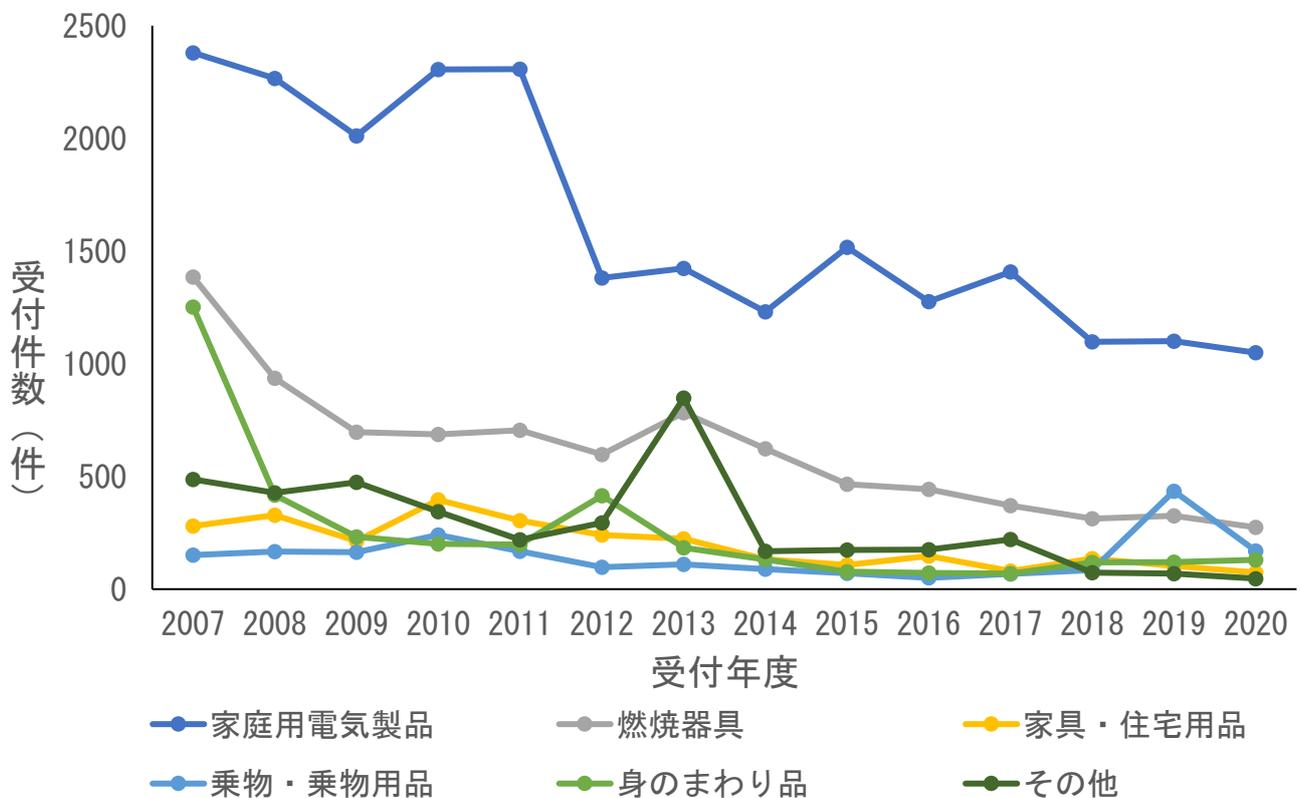


図4 品目別事故受付件数の推移

### 2.3 被害状況と被害者年代

N I T Eの製品事故調査においては、被害状況を、以下のように分類しています。

- ① 人的被害：死亡、重傷、軽傷
- ② 物的被害：拡大被害、製品破損
- ③ 火災：消防の火災認定

図5および図6は、2007年度から2020年度末までの受付情報で被害者の年齢が判明している事故情報のうち、事故の被害状況を年代別に示したグラフです。

図5は人的被害の年代別グラフです。年代が上がるにつれて死亡者が増加し、火災による被害も同様です。特に80歳以上の高齢者における死亡者数の62.5%が火災による被害であり、そのうち77.1%が暖房器具による事故です。

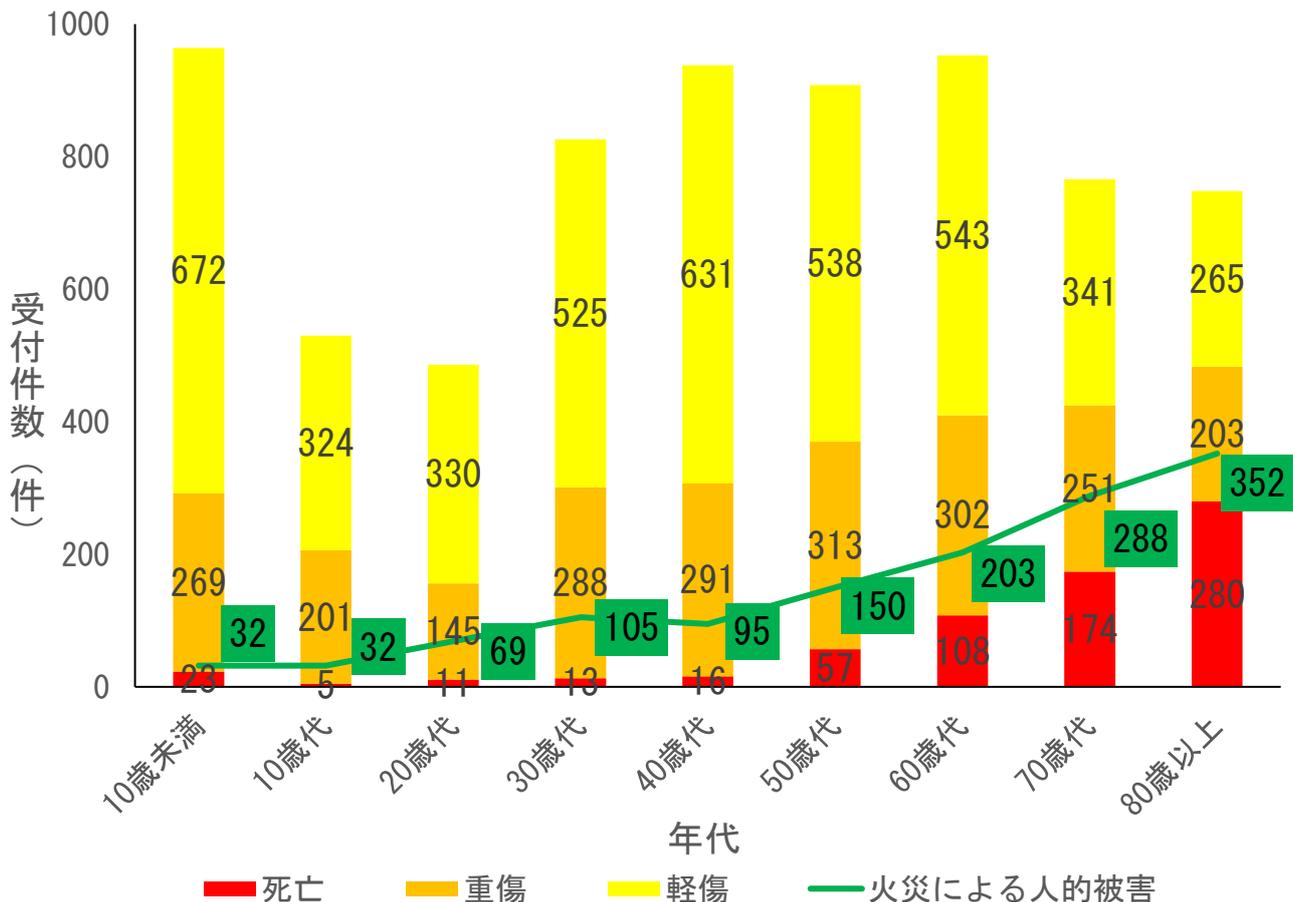


図5 年代別の人的危害と火災件数の推移

図6は物的被害の年代別グラフです。50歳代まで物的被害件数は継続して増加しており、10歳未満を除き、製品破損より拡大被害の件数が多く、年代が上がるにつれて拡大被害の割合は増加しています。また、拡大被害の多くは火災案件です。ここでいう拡大被害とは、製品事故において製品のみではなく、周

困にも物的被害が及んだ場合のことをいいます。

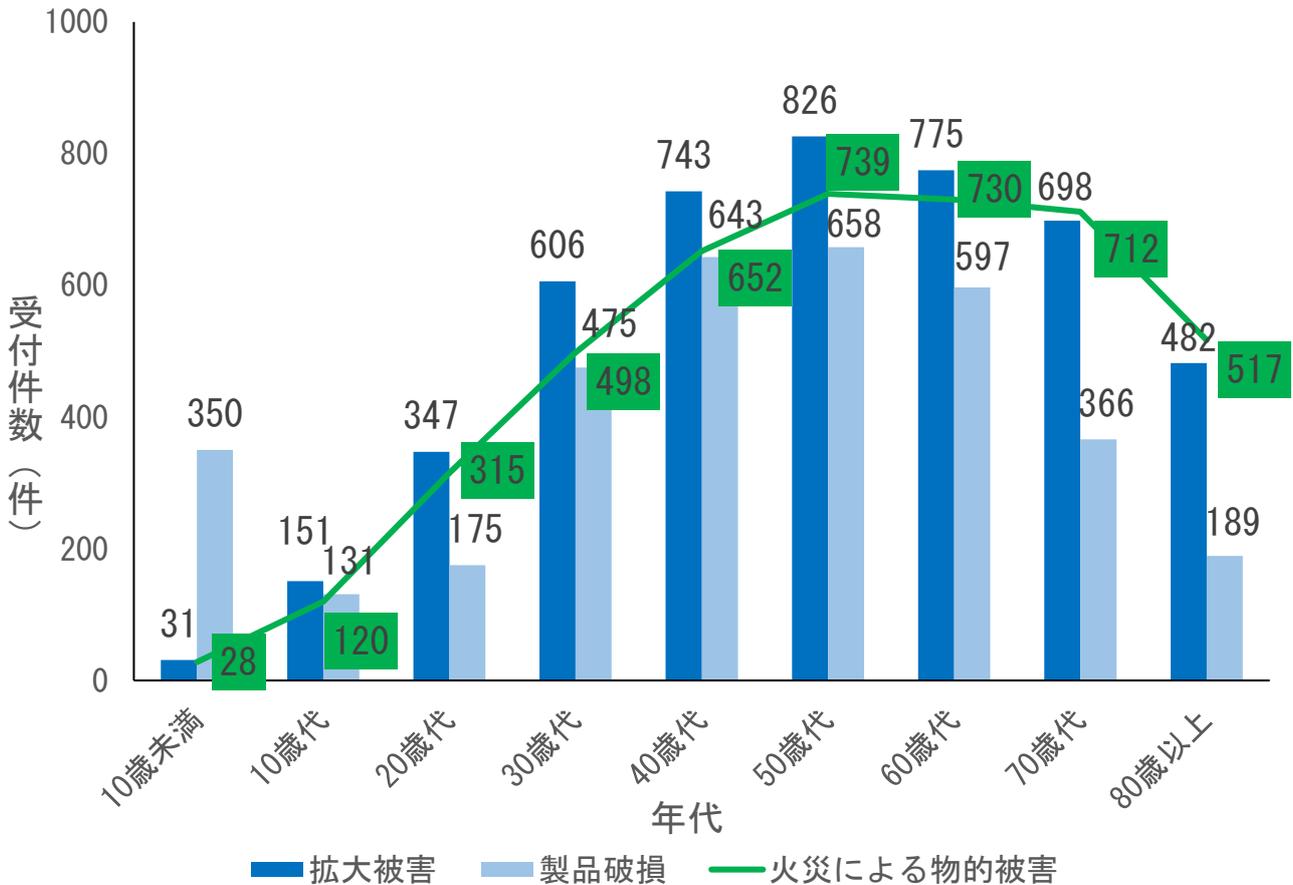


図6 年代別の物的危害と火災件数の推移

#### 2.4 調査中を除く事故原因区分別の受付件数推移

図7はNITEの事故調査が終了した各年度の受付案件のうち、事故原因区分を「製品に起因する事故」、「製品に起因しない事故」、「原因不明の事故」の3つに大別したときの件数推移です。

「製品に起因する事故」は全体のおおよそ半数で推移しています。「製品に起因しない事故」は、消費者への注意喚起等により割合、件数ともに減少しています。一方で、2014年度を境に、「原因不明の事故」が「製品に起因しない事故」の件数を上回っています。「原因不明の事故」とは、焼損が著しく調査が不可能な事故、事故発生時の詳細な使用状況等が不明な事故等です。

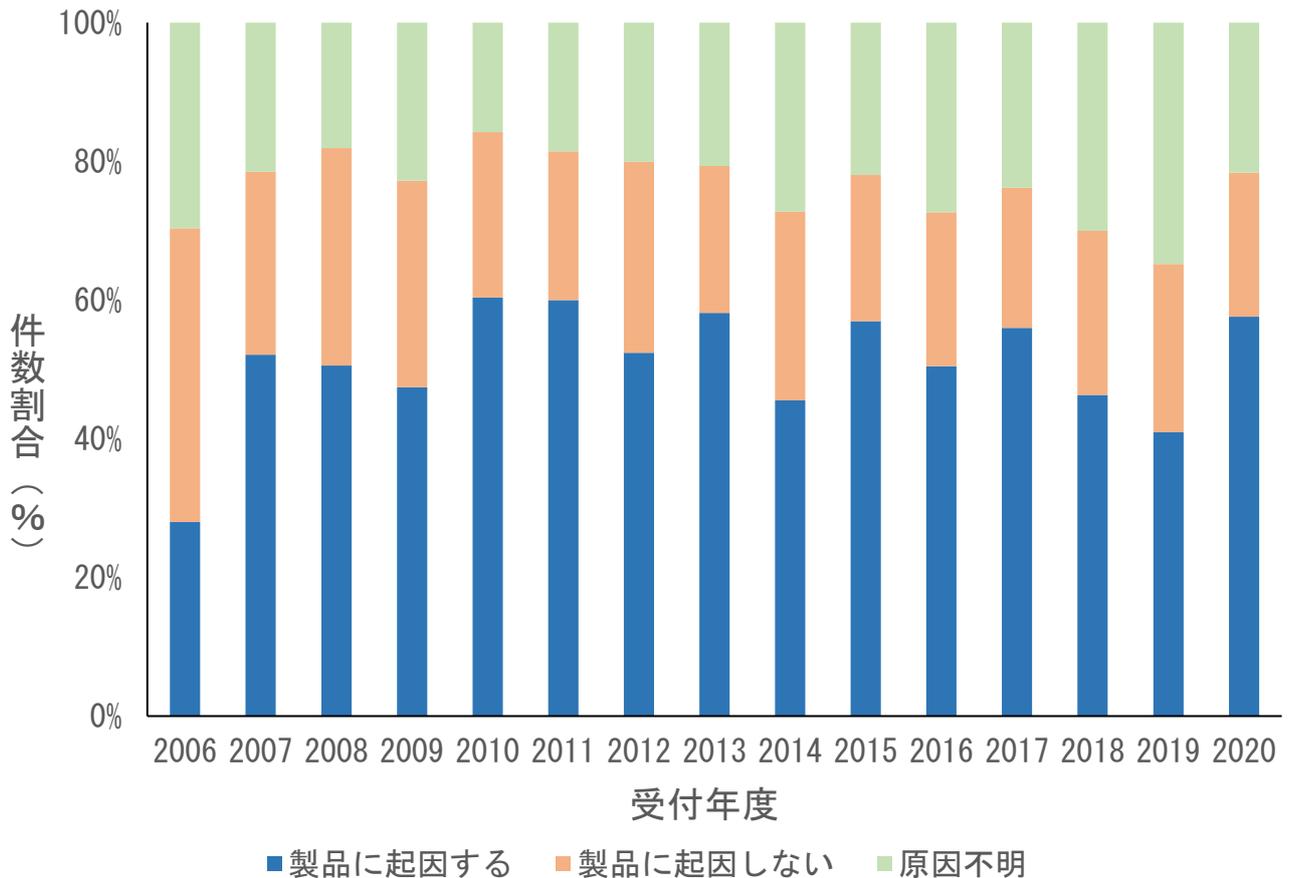


図7 事故原因別の件数割合推移

### 3 事故情報の解析

#### 3.1 2020年度の事故発生製品ランキング

図8は2020年度に発生した事故の製品群の件数と、累積割合を示したパレート図です。全108製品のうち、件数が上位20製品を表示し、以降の製品は「その他」としてまとめています。これによると2020年度に発生した上位20製品で67.4%を占め残りの88製品が32.6%です。また、上位5製品群で全体の31.9%を占めています。上位5製品群のうち大量報告案件で受け付けられたのは、乳母車・ベビーカー、照明器具、自転車、ヘアドライヤーの4製品です。一方で大量報告ではないバッテリー・電池は、半数以上がリチウムイオン電池関連物です。リチウムイオン電池は様々な製品に搭載されるようになってきており、使用機会が増加しているため、今後もさらに注意が必要です。

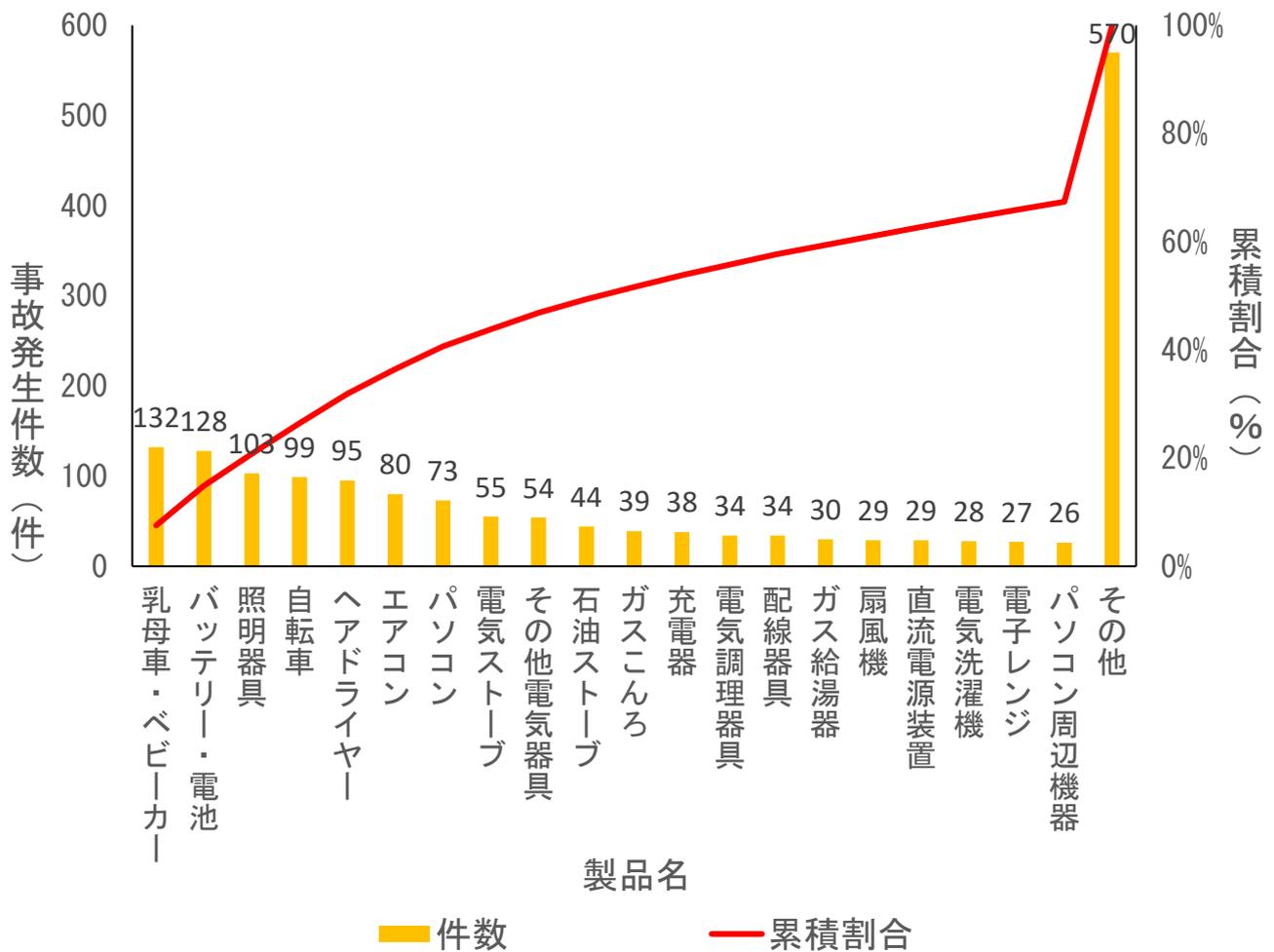


図8 2020年度に発生した事故のパレート分析

### 3.2 外部機関情報とのクロス集計分析

#### 3.2.1 高齢者による製品事故のリスクアセスメント

図9は経済産業省が作成した2018年までに受け付けた重大製品事故について、発生件数を縦軸、重傷以上の人的被害が発生した割合を横軸にプロットしたものです。社会的影響の大きい製品として、発生件数の多い多発案件(緑囲み)と人的被害が重い深刻案件(青囲み)の2つのグループの存在が明らかになりました。2つの領域に属する特に対策が求められる製品群として介護ベッドと電動車いすの2製品が浮かび上がりました。これらはいずれも高齢者が主なユーザの製品です。

介護ベッドと電動車いす、および関連製品の手動の車いすについて、脆弱な消費者である高齢者を保護する視点からリスクアセスメントを行い、必要なリスク低減策の提案を行いました。ここでは、介護ベッドの挟み込みの事故のリスクアセスメントについて紹介します。

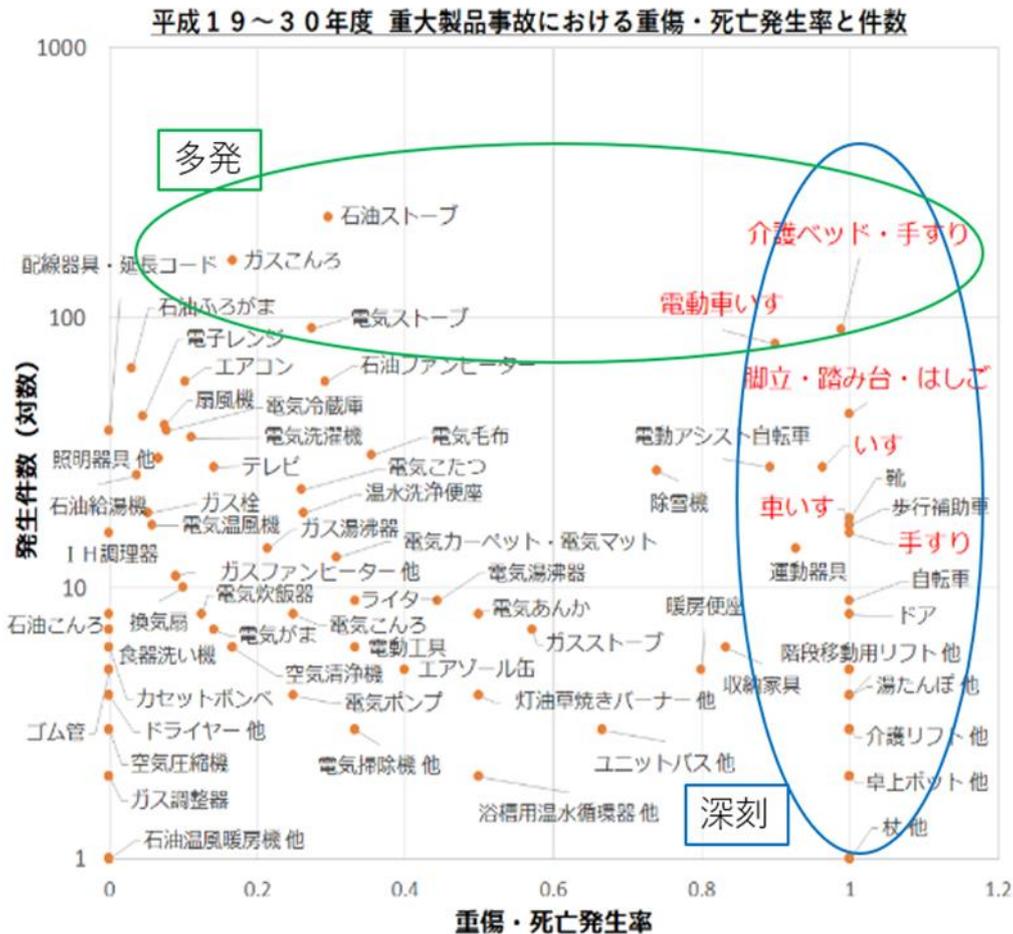


図9 対策が求められる製品群 (抜粋)

主に高齢者が使用する介護ベッドは、1日の中での使用頻度が高く、一方で介助者が事故発生現場に居合わせることが少ないことから、事故調査をしても発生経緯が不明な事例が多く見られます。そこで、福祉用具に関する情報収集や調査研究を行う公益財団法人テクノエイド協会が公開しているヒヤリハット情報と NITE 事故情報を組み合わせて網羅的に危害シナリオを作成しました。作成した危害シナリオを基に FTA を実施し、その結果得られた発生頻度と危害の程度を R-Map にマッピングしてリスクアセスメントを実施しました。図 10 は介護ベッド挟み込み死亡事故で作成した R-Map を示しています。危害の程度はトップ事象が死亡なので IV、発生頻度はトップ事象の確率が  $2.2E-7$  なので 2 に該当し、結果、現状の推定死亡リスクは B3 (IV) となります。

製品のライフサイクル別のリスク低減策を検討した結果、旧 JIS 対応品に関しては、隙間や空間がより狭い現行 JIS 対応品に切り替えることで、C 領域までリスクが下がることが見込まれ、許容可能なリスクになります。よって、介護ベッドは市場に残る旧 JIS 対応品で死亡事故が発生するリスクが残留していますが、現行 JIS 対応品へ交換することで安全となり、介助者や施設等の介護の現場における負担の軽減が期待されます。高齢者は身体能力も低下し、事故に遭うリスクも高いと考えられることから今後も注意が必要です。

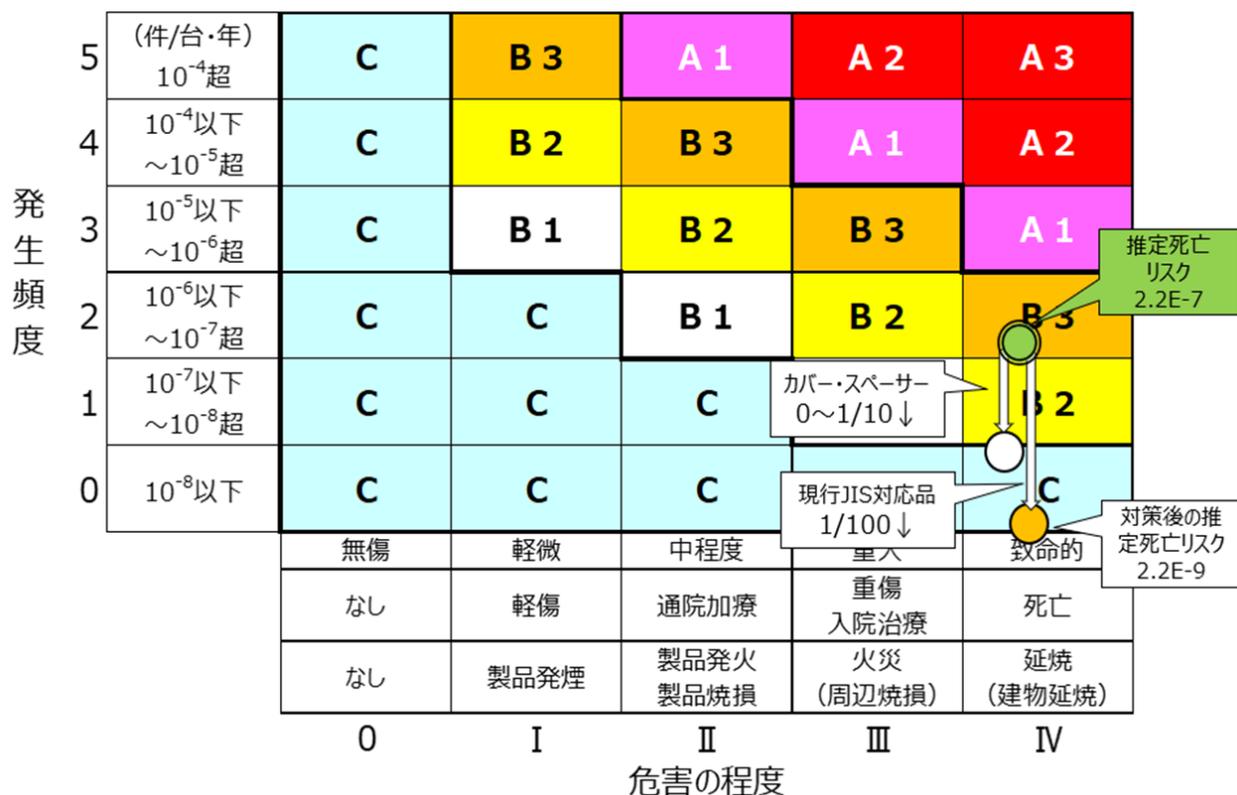


図 10 介護ベッド挟み込み事故のリスクアセスメント

【参考】

経済産業省「製品事故の概況／社会構造の変化・技術革新を踏まえた製品安全のあり方③高齢者の事故対策」 <[https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin\\_anzen/pdf/018\\_03\\_03.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin_anzen/pdf/018_03_03.pdf)>

3.2.2 コロナ禍と製品安全

2020 年度の新型コロナウイルス感染症流行による、製品事故の動向変化を検討しました。2019 年と 2020 年に発生した事故を比較するため、それぞれの年で各製品の事故発生件数全体に占める割合を構成比とします。受付がなかった製品もあるため、増加率でなく構成比の伸びに注目すると、伸びが大きい上位 5 製品は図 11 となりました。ここでは、コロナ禍中で注目されたキーワード「おうちごはん」との関連が考えられる「電気調理器具」に注目します。

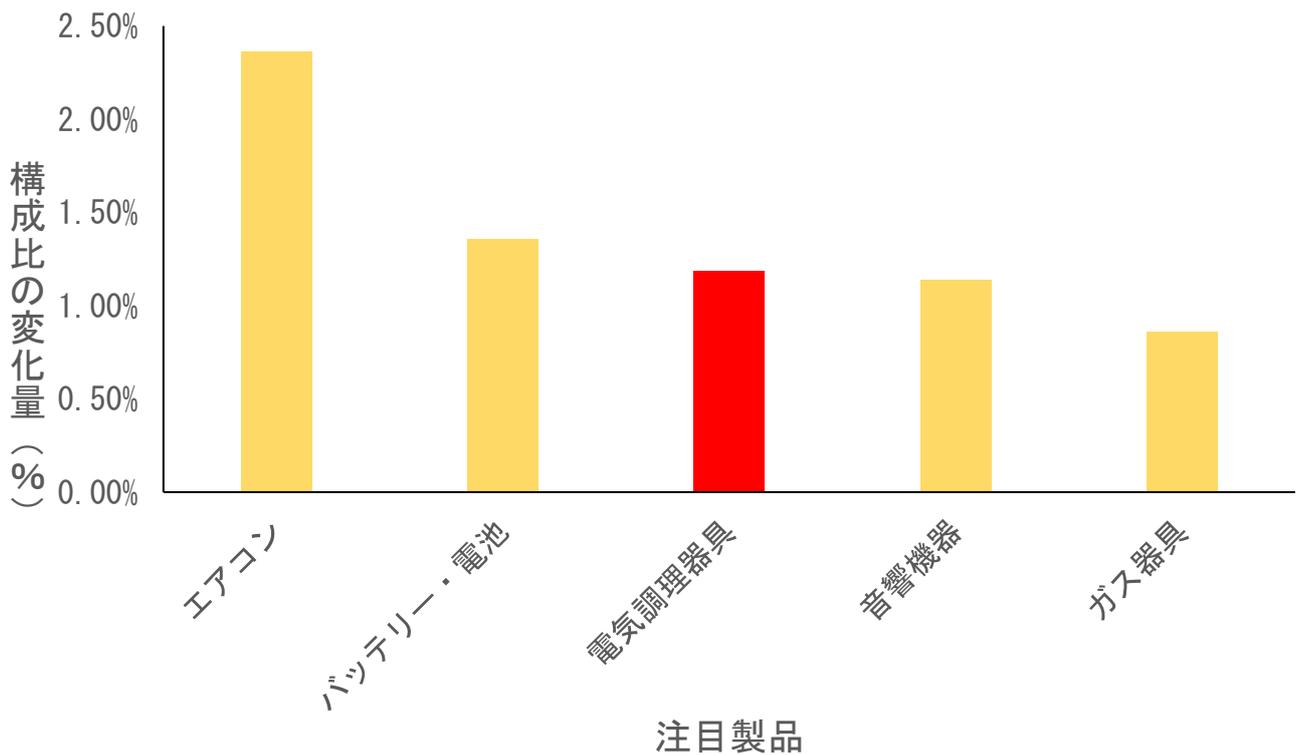


図 11 事故発生件数全体に対する構成比の変化が大きかった上位 5 製品

図 12 は、2019 年と 2020 年に発生した電気調理器具の事故を発生月別に並べたグラフです。前年に比べ件数自体も 13 件増加し、4~5 月以降、高い水準で推移しています。図 13 は Google Trends (Google におけるキーワード・トピックの検索回数の人気度を調べられるツール。) により、2019 年と 2020 年における「おうちごはん」というキーワードの人気度を示したグラフです。1 度目の緊急事態宣言中と重なる、4~6 月での人気度が高いことがわかります。事故の発生は 4~6 月流行後の 7 月がピークとなっていますが、これは「おうちごはん」が浸透するとともに、少し遅れて事故が発生したのではないかと考えられます。

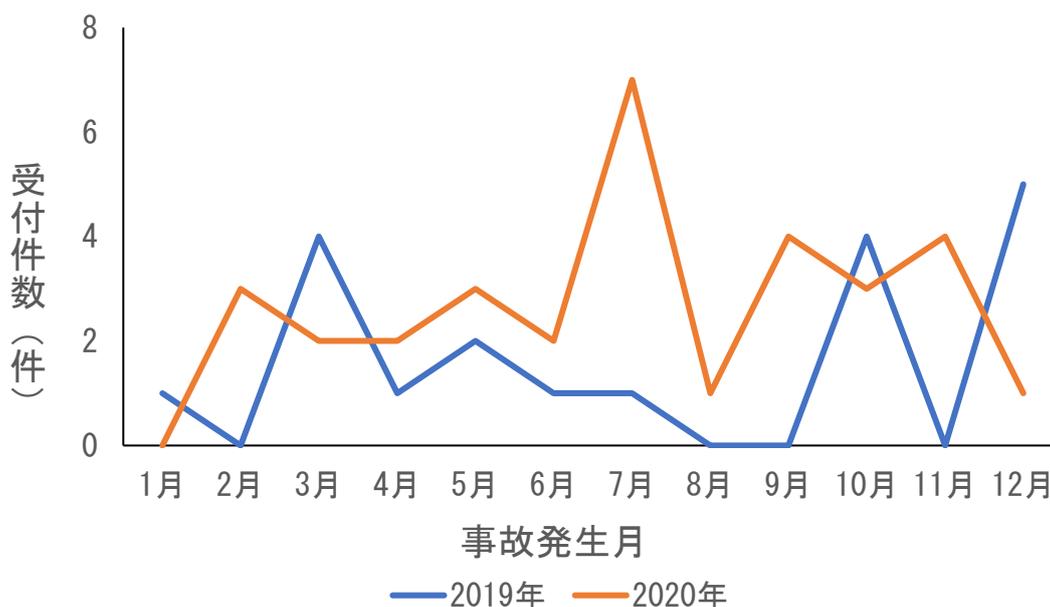


図 12 2019 年と 2020 年における電気調理器具の事故件数推移比較

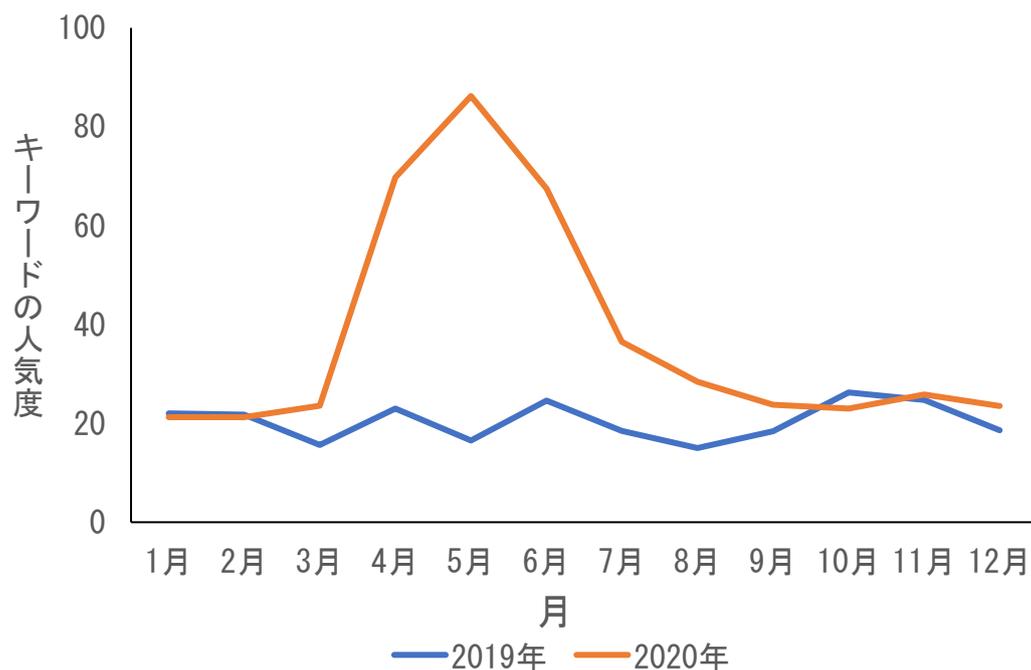


図 13 Google Trends による「おうちごはん」の動向

具体的に事故が増えた製品は、コーヒーメーカー・焙煎機、電気圧力鍋です。コーヒーメーカー・焙煎機は、2020 年の家庭用コーヒーの販売金額が前年同期比で増加したこと、自宅でコーヒーを飲む頻度が増えた傾向があったことなどが報道されました。自宅にいる時間が増えたことによりコーヒーの需要が高まったことが想定されます。また、電気圧力鍋は、コロナ禍中に自炊の機会が増加したことで、使用頻度が増えた傾向があったことなどが報道されました。自炊の負担を軽減するために、電気圧力鍋の需要

が高まったことが想定されます。いずれも、使用機会が増加するにつれて事故の発生も増加したと考えられます。使い慣れていないコーヒーマーカー・焙煎機でのやけどや、電気圧力鍋を使用中に発火する場合など、用途によって引き続き注意が必要と考えられます。

### 3.2.3 EC市場を流通する高リスクな製品

近年までに、インターネットの普及と通信インフラやデバイスの発展によって、様々なサービスが拡大してきました。それらサービスの1つに電子商取引（以下、「EC」という。）があります。経済産業省の報告書によると、EC市場規模は調査を開始した2010年から増加傾向が続き、2019年には調査当初の約2.5倍（約19.4兆円）となっています。また、2020年には新型コロナウイルス感染症の影響で消費者行動がパラダイムシフトし、感染拡大防止のため外出を避ける「巣ごもり」等や、非対面のインターネット通販の利用に拍車がかかりました。昨今の情勢から、今後も利用普及拡大が継続すると予想されます。

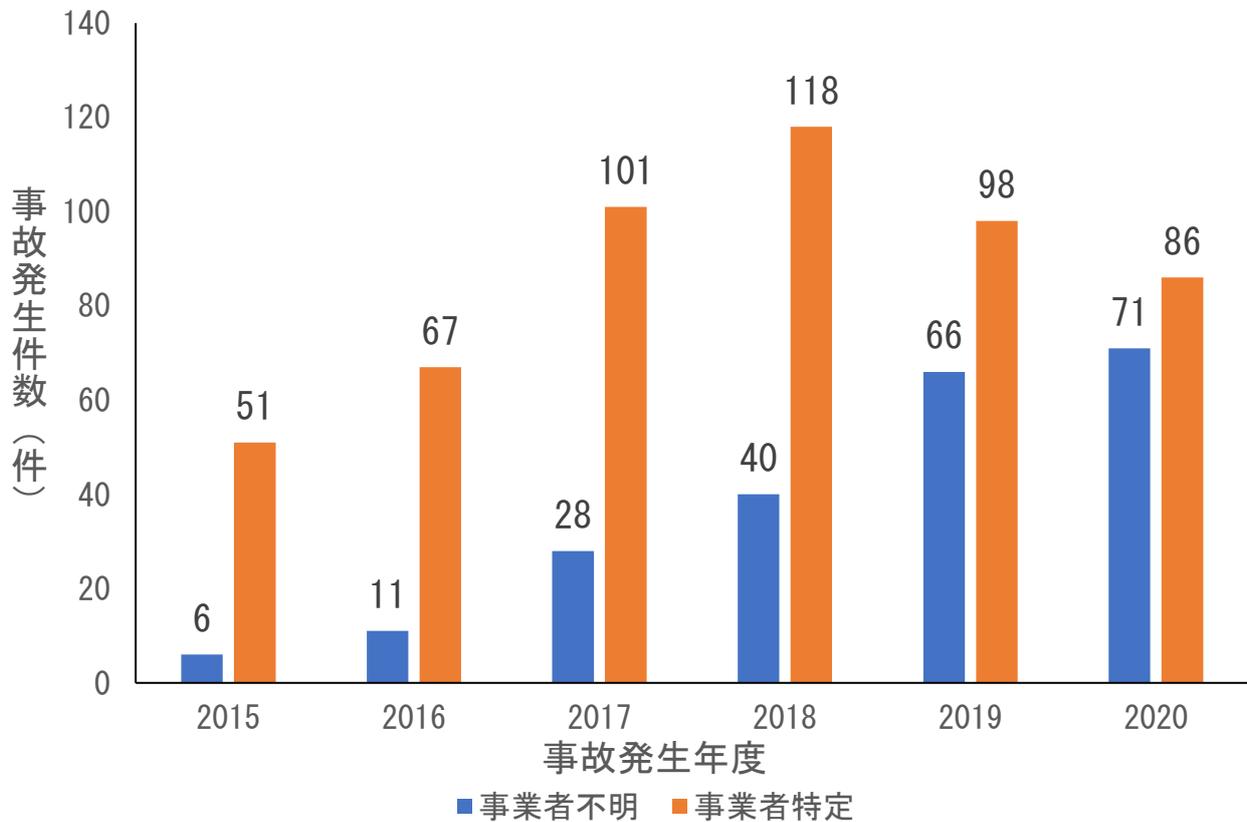


図14 インターネットを用いて入手した製品による事故

N I T Eが収集した事故情報を解析したところ、取引にインターネットを利用して製品を入手した際の製品事故件数が増加傾向にあることがわかりました（図14）。EC市場の規模拡大はインターネット利用の機会増加が起因していると考えられるので、当該製品の事故も同様に増加すると推測されます。しかし、N I T Eの分析では、製品製造、もしくは輸入した事業者が特定できた事故の件数は落ち着きを見せ始めている一方で、特定できなかった事故件数が継続して増加傾向にありました。後者の場合、事故の

調査結果を製造事業者等に共有して再発防止措置を求めることができないため、今後も同様な製品での事故が多発すると想定されます。経済産業省や消費者庁は、ネットモール事業者と協力して対策に取り組んでいます。高リスクな製品がEC市場に流通・残留しているおそれがあるので、今後も注意が必要です。

#### 【参考】

- ・ 経済産業省「内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」<<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200722003/20200722003-1.pdf>>

### 3.2.4 地域テーラーメイド

N I T Eでは従来、日本全国一律に事故の注意喚起を行っていましたが、2020年度からは効果的な注意喚起の実施のため、地域ごとに発生する特有の事故や特性に着目した解析を実施し、「きめ細やかな」情報を提供することで、重点的な製品事故の未然防止が期待できます。切り口としては降雪・降雨量、日照時間、人口分布、エネルギーインフラ、災害等です。以下では、その中から製品事故として注目すべき内容を紹介します。

#### 3.2.4.1 除雪機（歩行型）の事故

除雪機は積雪の多い地域で使われる、地面に積もった雪をかき取る大型の装置のことです。しかし、正しい使い方を徹底しなければ、重大な事故につながるリスクが高くなります。実際の事故原因は誤使用や不注意によるものが多く、死亡に至る場合もあります。特に、排雪口に詰まった雪を誤って稼働時に素手でかき出した場合や、安全装置を無効化した使用状態で不意に巻き込まれる・挟まれるなどの事故が多く発生しています。N I T Eの収集情報では2011年度以降、毎年度平均5件の事故が発生し、死亡・重傷に至る割合が半数程度となっています。

このような事故に対し、①除雪機の使用地域特性と、②降雪量と事故発生件数の相関について着目し、推計しました。①について、図15では47都道府県を豪雪地帯、特別豪雪地帯、及び、それ以外の地域に大別し、その地域の人口年齢割合を示しています。降雪量が多い地域の方が、少ない地域に比べてわずかに高齢化率が高い事がわかりました。②について、図16では事故が発生した都道府県別の年齢別事故件数と降雪量を示しています。必ずしも降雪量が多い地域で多発している事故ではないことがわかりました。

除雪機の事故は降雪地域に限られますが、特に豪雪地帯では高齢者人口割合が他都道府県より高く、一方で事故は高齢者層に多いことがわかりました。また、降雪量と事故件数の相関はなく、消費者の誤使用等による事故が多発しています。

よって、高齢者による除雪機の事故リスクに応じて、より「きめ細やかな」情報提供を地域ごとに実施することで、事故の未然防止が期待できます。

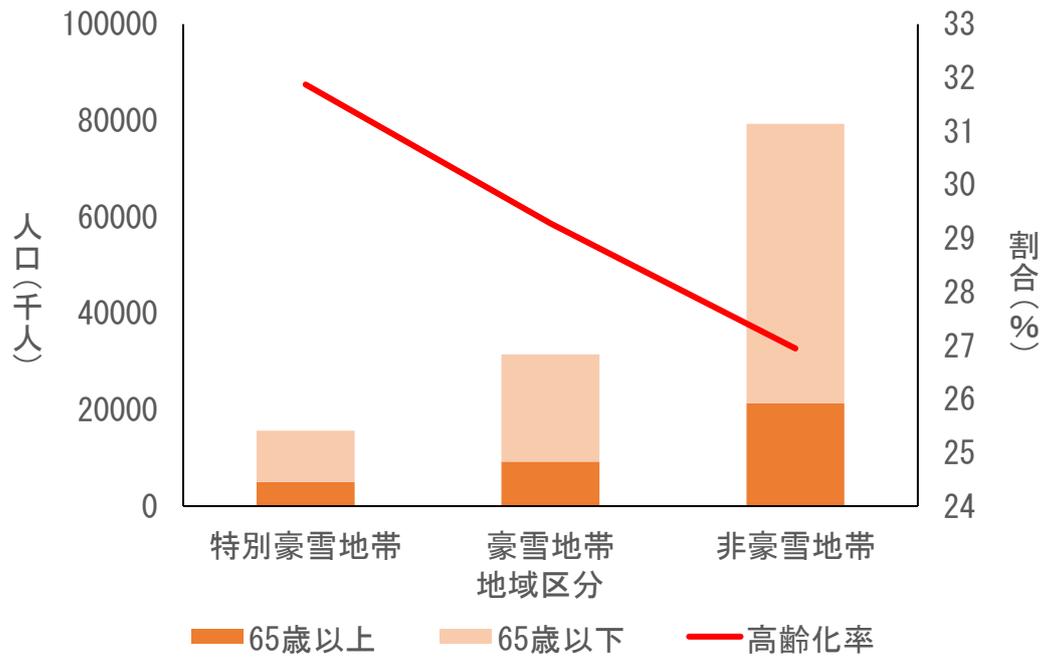


図 15 豪雪地帯と高齢化率の比較

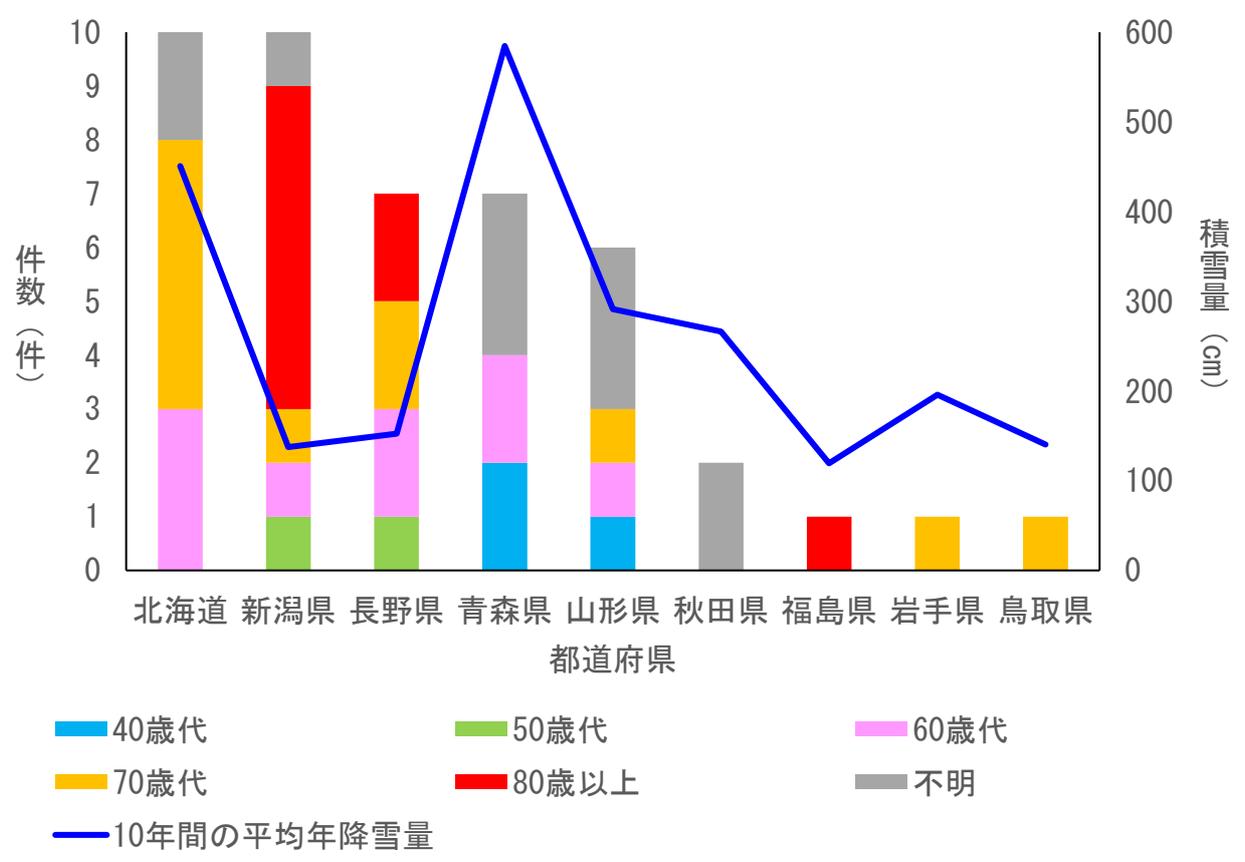


図 16 除雪機の事故件数と積雪量の比較

### 【参考】

- ・ 国土交通省「豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定地域（詳細）（令和 3 年 4 月 1 日現在）」<[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd\\_chisei\\_tk\\_000010.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000010.html)>（最終アクセス日：2021 年 11 月 16 日）
- ・ 気象庁 HP 公表データ<<http://www.data.jma.go.jp/risk/obsdl/index.php>>（最終アクセス日：2021 年 1 月 27 日）
- ・ 内閣府「都道府県別高齢化率の推移」<[https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/html/zenbun/s1\\_1\\_4.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/html/zenbun/s1_1_4.html)>（最終アクセス日：2021 年 12 月 9 日）

#### 3.2.4.2 エネルギー別の事故発生地域

N I T Eの収集している事故情報の主な製品分類として、家電や燃焼機器などの製品動力となるエネルギーがあります。地域テラーメイドの観点から社会インフラに着目し、特に地域によって特色のある石油、ガス（都市ガス、プロパンガス）を切り口として検討しました。そこで、これらエネルギーに特に関連のある燃焼機器について、石油とガスに分類した製品事故の発生状況に着目しました。

図 17 は N I T E の事故情報地域別に石油・ガス別の事故件数を示したグラフです。これによると、北海道・東北、北陸・甲信越では、石油機器の事故が多く、関東、近畿などの大都市圏ではガス機器の事故が多いことがわかります。図 18 は日本全国の石油、都市ガス、プロパンガスの消費量の分布を示しています。ここでも北海道・東北、北陸では石油が多く、関東、近畿などの大都市圏では都市ガスが多く、関東以南を中心にプロパンガスが多いことがわかります。以上のことから、エネルギー消費量と事故の発生傾向には正の相関があることが判明しました。事故原因としては、誤給油、ガス漏れなどの誤使用・不注意による事故が多く、事故発生の時間帯は午前中と夕方から夜にかけて 2 つのピークがあることが判明しました。

よって、地域のライフスタイルに応じ、時間差をつけて朝晩の使用前の点検を呼びかけるなど、より「きめ細やかな」情報を提供することで、事故の未然防止が期待できます。

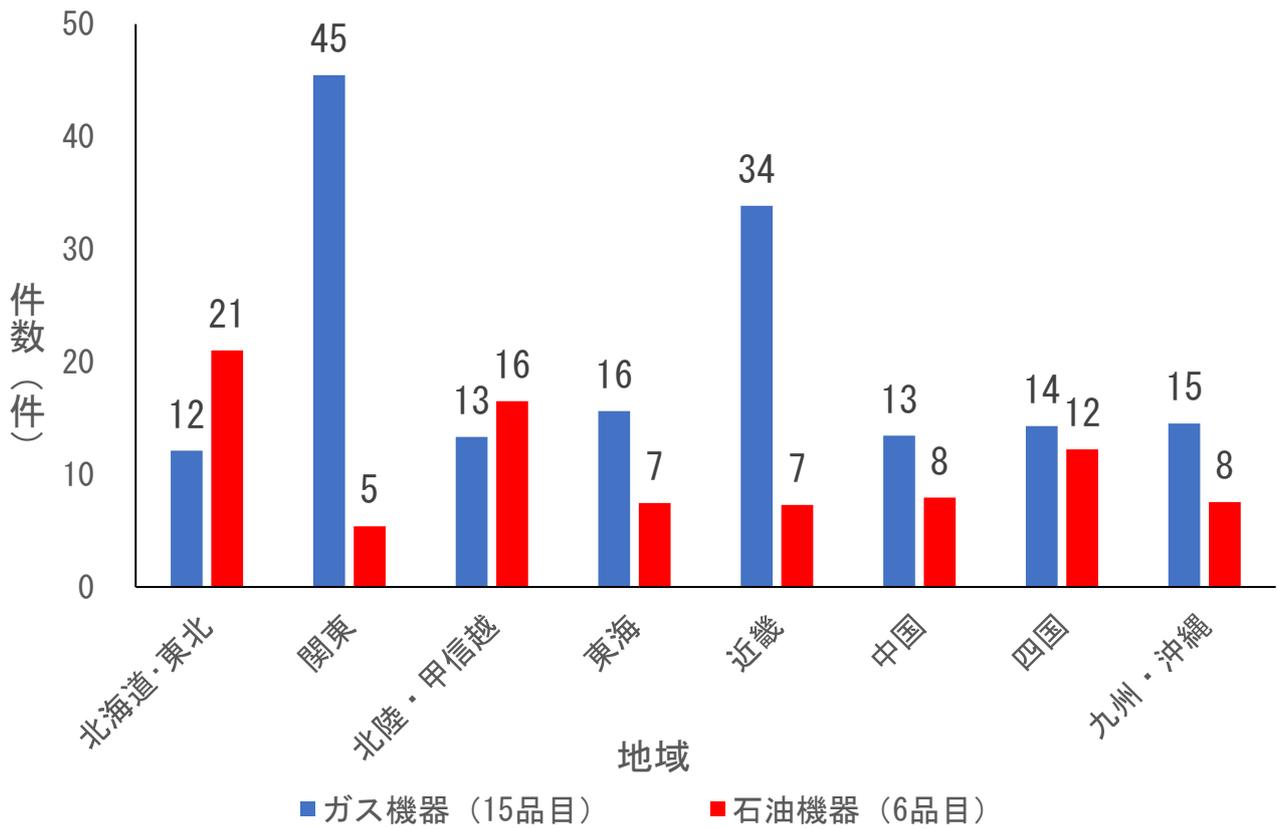


図 17 都道府県別の燃焼機器事故層別

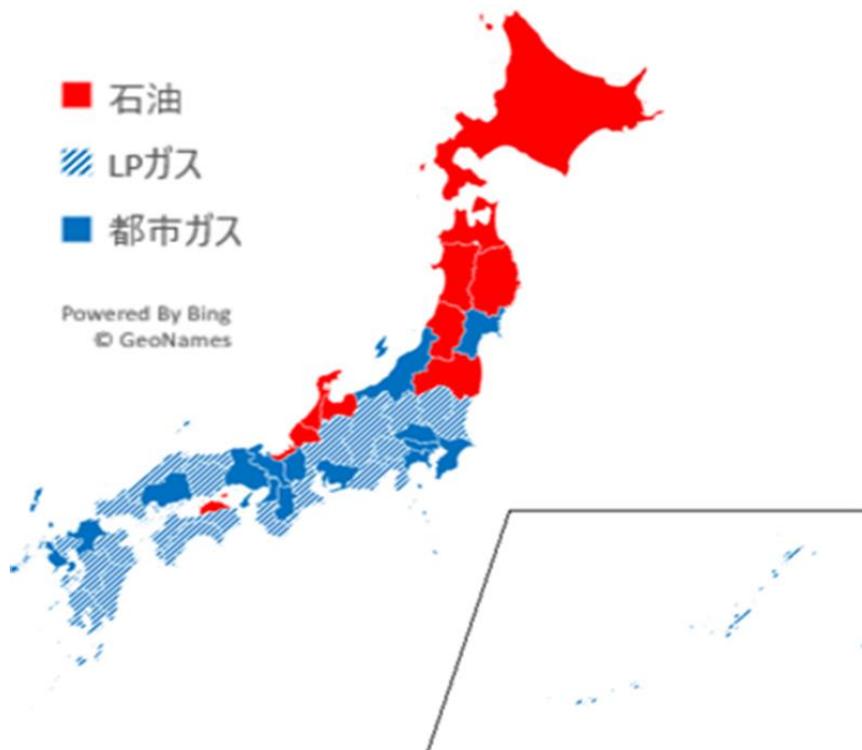


図 18 地域別エネルギー使用量の分布

**【参考】**

- ・ 経済産業省 資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計調査（調査の結果）」  
<[https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy\\_consumption/ec002/results.html](https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/results.html)>
- ・ 総務省統計局「令和2年国勢調査 調査の結果 人口等基本集計」  
<<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>>

## 4 調査結果の活用

N I T Eが実施した製品事故情報に基づく分析・調査の結果は、経済産業省、消費者庁等の行政機関に随時報告され、製品安全に係わる規制、技術基準体系の見直し等の行政施策等に反映されています。また、製造事業者等においても、製品事故の再発防止等のために広く活用されています。

### 4.1 2020年度の事故調査実施状況

N I T Eは、収集した事故情報の原因究明と今後の事故の再発・未然防止のために、事故通知者や、消防、警察等の関連機関から事故に関する情報の聞き取りを行い、該当製品の製造・輸入事業者から技術情報を入手し、N I T E自ら実施する確認試験や再現試験による検証等を通じて事故調査を行っています。事故情報の聞き取りの中で、消防や警察から合同鑑識や現場調査への参加承認が得られた場合には、積極的に参加し、事故発生状況の確認等を行っています。

また、死亡・重傷や火災等の重大な被害が発生した事故や、今後に重大な被害が発生する可能性があり緊急な措置が必要と考えられるもの、多発する可能性や再発が危惧されるもの、法令等の規制対象製品によるもの等については、可能な限り事故品を確保して詳細な調査を実施しています。

表1に、2020年度の関連機関等との合同鑑識及び事故品を確認した調査の実施状況を示しています。2020年度は収集した事故情報1,744件の調査を実施し、このうち、327件については、事故品確認も含めて消防、警察と合同鑑識を行っています。また、火災を伴う事故や破損が激しいもの等378件については、事故品を確認して調査を実施しています。2020年度において事故品を確認した件数は、これらを合わせた705件となります。残り1,039件については、製造・輸入事業者からの報告書等を入手し、N I T E独自の調査検討を加え、事故の原因究明に努めています。

表1 2020年度の調査実施状況（合同鑑識及び事故品確認等）

関連機関等との合同調査及び事故品確認による実施状況	消防または警察との合同鑑識（事故品確認を含む）	327件
	事故品を直接確認した調査	378件
	小計	705件
製造・輸入事業者からの報告書等を入手してN I T E独自の調査検討を加えたもの		1,039件
合計		1,744件

### 4.2 事故情報における「製品に起因する事故」が多い5製品

表2は、2018年度から2020年度までの3年間に収集した事故情報のうち、「製品に起因する事故」が多い5製品を示しています。2020年度に収集した事故情報では、「バッテリー・電池」、「照明器具」、「パソコン」、「自転車」が3年連続で上位5製品に入っています。典型的な事故事例としては、

#### 「バッテリー・電池」

・非純正品のバッテリーパックに、セル間の電圧のアンバランスを検知する回路がない構造であったため、過充電により異常発熱し、焼損に至った事故

・電池セル近くの水分が抜けにくい構造であったため、滞留した水分が電池セルのカシメ部から浸入し、内部短絡が生じて異常発熱し、焼損に至った事故

「照明器具」

・照明器具のカバー固定部が位置ずれする設計であったため、カバーが金属製のナットによって継続的に過大な応力を受け、長期使用によるアクリル樹脂の劣化で応力に耐えきれず破損に至った事故

「パソコン」

・内部電源配線のコネクター端子樹脂に、本来の仕様とは異なる難燃剤（保護被膜の施されていない赤リン）が使用されていたため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属から銅が溶出し、端子間で短絡が生じて焼損に至った事故

・ACアダプターのDCプラグ樹脂において、難燃剤に使用されていた赤リンの耐水性に不具合があったため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属から銅が溶出し、端子間が短絡して異常発熱が生じ、出火に至った事故

「自転車」

・ハンドルがロックされた状態で無理な力が加わり、ハンドルロックのケースが破損し、内部のロックレバーの動きをガイドする溝が広がってロックレバーがカムから外れ、振動等でロックレバーが動いて意図せずロックが掛かる状態になるものでしたが、この状態に対して対策が講じられていなかったため、走行した際に突然ハンドルがロックすることで転倒に至る事故

表2 3年間の事故情報における「製品に起因する事故」が多い5製品

2018年度 (1,825件)			2019年度 (2,152件)			2020年度 (1,744件)		
品名	件数	構成比	品名	件数	構成比	品名	件数	構成比
パソコン	108	29.8%	自転車	122	33.5%	ヘッドライヤー	96	29.3%
照明器具	90	24.9%	パソコン	89	24.5%	バッテリー・電池	87	26.5%
直流電源装置	81	22.4%	バッテリー・電池	61	16.8%	照明器具	54	16.5%
バッテリー・電池	44	12.2%	照明器具	55	15.1%	パソコン	46	14.0%
自転車	39	10.8%	充電器	37	10.2%	自転車	45	13.7%
合計	362	100.0%	合計	364	100.0%	合計	328	100.0%

#### 4.3 事故情報における「誤使用や不注意な使用による事故」が多い5製品

表3は、2018年度から2020年度までの3年間に収集した事故情報のうち、「誤使用や不注意な使い方と考えられる事故が多い5製品」を示しています。表3の2020年度に収集した事故情報では、「ガスこんろ」が14件で「誤使用や不注意な使い方」の事故が最も多い製品となっています。次に、「ガスふろがま」11件、「ガス用接続器具」10件となっています。

「ガスこんろ」の事故は、火を消し忘れたため、周辺に置かれていた可燃物に着火して火災に至った事故が発生しています。「ガスふろがま」の事故は、点火操作の繰り返しによって未燃ガスが滞留し、その後の点火操作のスパークによって異常着火に至り、ケーシングを变形させた事故が発生しています。

また、2018年度から2020年度の3年間に収集した事故情報では、「ガスこんろ」、「ガス用接続器具」、「石油ストーブ」の3製品において、3年連続で「誤使用や不注意な使い方」の事故が多く発生しています。

「ガス用接続器具」の事故は、ガス栓への接続が不完全な状態で使用を継続したため、接続部分から漏洩したガスがガスこんろの炎に引火した事故が発生しています。「石油ストーブ」の事故は、カートリッジタンクを抜いて給油し、本体に装着しようとした際に灯油がこぼれ、焼損に至った事故が発生しています。

表3 3年間の事故情報における「誤使用や不注意な使い方と考えられる事故」が多い5製品

2018年度 (200件)			2019年度 (198件)			2020年度 (156件)		
品名	件数	構成比	品名	件数	構成比	品名	件数	構成比
ガスこんろ	21	28.8%	ガスこんろ	24	32.0%	ガスこんろ	14	27.5%
ガス用接続具	18	24.7%	ガス用接続具	18	24.0%	ガスふろがま	11	21.6%
電子レンジ	12	16.4%	ガス栓	13	17.3%	ガス用接続具	10	19.6%
はしご・脚立	12	16.4%	電子レンジ	10	13.3%	石油ストーブ	9	17.6%
石油ストーブ	10	13.7%	石油ストーブ	10	13.3%	除雪機	7	13.7%
合計	73	100.0%	合計	75	100.0%	合計	51	100.0%

#### 4.4 経済産業省の施策への技術的支援

2020年度において、N I T Eの調査結果が経済産業省の行政施策に反映された事例を示します。これは、経済産業省からの要請に基づき、N I T Eの技術的知見、試験施設等を活用した行政施策への支援を実施したものです。

【製品事例】充電式の電動工具用および電気掃除機用の非純正電池パックの安全性

【支援内容】充電式の電動工具用や電気掃除機用の非純正電池パックによる事故が散見されることから、これら非純正電池パックの安全性について調査を行いました。調査した非純正電池パックは、電池の品質管理が悪く、電池の充放電制御が安全性を十分に考慮していない設計であったことから、最悪の場合、発火に至る危険性があるなどの知見を得ました。これら調査結果を、2020年度経済産業省が実施主体である「リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の基準検討に向けた基礎調査のための検討委員会」に報告し、LIB搭載機器の安全性確保に向けた規制の検討に寄与しました。

#### 4.5 「重大製品事故」の調査結果と事業者の対応例及び再発防止措置の実施状況

N I T Eが2020年度に実施した重大製品事故の原因究明調査のうち、後述4.8で紹介するR-Mapリスク分析のリスクがA領域又はB3領域(ALARP領域)と判断された「マッサージ器(充電式)」、「自転車」、「電気掃除機」及び「携帯電話機(スマートフォン)」の4事例の、調査結果の概要と事業者等の対応状況について表4に示します。

表 4 2020 年度の調査結果概要と事業者等の対応

ID	製品名	事故通知内容	調査結果の概要と事業者等の対応
1	マッサージ器（充電式） （R-Map 領域 A2）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	当該製品は内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。 再発防止策として輸入事業者では、2020 年（令和 2 年）10 月 9 日付けでホームページに情報を掲載し、対象製品について製品回収及び返金を実施している。
2	自転車 （R-Map 領域 A3）	当該製品で走行中、前かごが外れ、転倒、負傷した。	前かごを前ホーク肩部に固定する取付ボルトがナットやねじロック剤を用いて固定されていなかったために、走行中に取付ボルトが外れて前かごが前傾し、タイヤと接触して前輪ロックがかかり、転倒したものと推定される。 再発防止策として輸入事業者では、2020（令和 2 年）年 9 月 12 日付けでホームページにて社告を行い、前かごの取り外し方法を周知するとともに、正規販売店において補強部品を用いて前かごの再取付を実施している。
3	電気掃除機 （R-Map 領域 A2）	店舗で当該製品が作動しないため、電源プラグを抜き差ししたところ、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	当該製品は、電源プラグ内部の栓刃の幅が半分になっている部分で応力が集中する構造となっていたため、使用時に電源プラグにかかる外力によって栓刃が折損し、栓刃の折損箇所が異常発熱して出火に至ったものと推定される。 再発防止措置として輸入事業者では、2020 年（令和 2 年）5 月 7 日付けでホームページに情報を掲載し、当該電源プラグを使用している既製品について、電源プラグ部分を無償交換するリコールを実施している。
4	携帯電話機（スマートフォン） （R-Map 領域 A1）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	原因の特定には至らなかったものの、過去の同種事故を分析した結果、共通して特定の時期に輸入されたものであること、電池セルに内部短絡の要因になり得る電極体の巻きずれの認められるものがあったことから、内部短絡の原因は電池セルの製造時における電極体の巻き加工工程の不具合と品質管理不備である旨を事業者に提示し、理解を求めた。 再発防止措置として輸入事業者では、2020 年（令和 2 年）5 月 7 日付けで、安全性評価を受けた電池セルを使用した代替品に交換するリコールを実施している。

#### 4.6 「非重大製品事故」における製造事業者等による再発防止措置の実施状況

N I T E では、非重大製品事故において、重大製品事故に繋がる可能性のある事故や法令の技術基準違

反が疑われる事故、同一事業者の同一型式の多発製品事故等について、今後の再発・未然防止に必要な措置が適宜実施されるように、経済産業省と情報を共有しながら調査が推進できる体制をとっています。これらの製造事業者等から報告された再発防止措置についても、事故発生のメカニズムなども勘案して、今後の適切な再発・未然防止が図られるように、N I T Eの事故調査の中で妥当性を検討しています。今後、製造する製品に対する「再発防止措置」としては、設計変更、製造工程の改善、品質管理の徹底・強化、取扱説明書や表示等の改善等が行われています。

また、既製品に対する具体的な「再発防止措置」としては、事業者による新聞社告やホームページ等への社告・リコール情報の掲載に加え、製品の回収や改修、交換等が実施されています。近年は、流通・販売事業者の支援を得て、店頭におけるポスター掲示によるリコール告知等の注意喚起も行われています。

一方で、以下のような理由で再発防止措置が不可能であるものや、措置実施の判断待ちとなっている場合があります。

- ① 再発防止措置をとることができないもの
  - ・ 製造事業者等が倒産して事業者対応が不可能であったもの
  - ・ 火災等の製品損傷で製造事業者等が特定できなかったもの
- ② 次の理由により事業者の判断待ちであるもの
  - ・ 販売後長期間が経過して市場や家庭における当該製品の残存数が少ないもの
  - ・ 同種の事故情報が他には報告されていないために経過を観察中のもの

#### 4.7 「非重大製品事故」における 2020 年度注目・多発事故事例

表 5 に、「2020 年度に収集した非重大製品事故の注目・多発事故調査事例」を示します。これは、N I T E が 2020 年度に実施した事故原因究明調査のうち、既に製造事業者や輸入事業者によるリコールが実施されており、N I T E の R-Map リスク分析においても B3 領域（ALARP 領域）と判断し、事業者の自主的なリコール実施が望まれる領域となった、多発事故 3 例です。

表 5 2020 年度の注目・多発事故事例と概要と事業者等の対応

	製品名	N I T E 調査結果の概要	講じられた再発防止措置
1	バッテリーパック（リチウムイオン、電動アシスト自転車用） 同種 35 件 （R-Map 領域 B3）	電動アシスト自転車用のバッテリーパックから発煙、焼損等した。 電池セルの連結タブに絶縁シートを貼り付けた構造であったため、電池セルのカシメ部分に水分が溜まりやすくなり、カシメ部から水が浸入し、安全弁の腐食を引き起こすことで、水がさらに浸入し電池セル内部の膨張及び微細な金属物質により内部短絡が発生したものと推定される。	製造事業者は 2020（令和 2）年 4 月 21 日付けでホームページに社告を掲載し、4 月 22 日の新聞による社告の掲載、販売先に対する書面、およびチラシ・ポスターにて協力の要請、顧客への電話や DM の送付による連絡により、バッテリーの無償交換を実施している。

2	ACアダプター（楽器用） 同種4件 （R-Map 領域 B3）	電子楽器用 AC アダプターの DC プラグ付近から発煙、溶融等した。 DC プラグの絶縁樹脂に添加される難燃剤に使用されていた赤リンの耐湿性に不具合があったため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属から銅が溶出し、端子間で短絡が生じて樹脂が溶融したものと推定される。	輸入事業者は、DC プラグの絶縁樹脂に成形不良による気泡が生じていたことも事故原因の一つとみており、2020年6月18日付けでホームページに社告を掲載し、DC プラグの絶縁樹脂に気泡が生じた対象ロットについて、無償で製品交換を行っている。
3	電気温水器 同種4件 （R-Map 領域 B3）	電気温水器の内部部品の一部が損傷した。 暖房用ヒーターへの通電を制御するリレーに不具合品が混入したため、リレー内部の絶縁不良で短絡して異常発熱し、焼損したものと推定される。	製造事業者は、2020年7月20日付けで、顧客リストに基づきダイレクトメールを送付し、無償で部品交換を行っている。

#### 4.8 R-Map 分析を活用した事故情報のリスク分析

N I T Eでは、過去の事故との類似性や比較を行い、個々の事故情報のリスク分析を行っています。リスク評価手法としてはR-Map 分析手法を採用しています。国際安全規格 ISO/IEC Guide 51 (JIS Z 8051) において、「安全」は「受容不可能なリスクがないこと」と定義され、「リスク」は「危害の発生確率及びその危害の程度の組み合わせ」と定義されており、R-Map 分析はこの ISO/IEC Guide 51 に準拠しています。

図 19 に、「消費生活用製品に使用する R-Map」を示します。R-Map のリスク領域は、大きく分けて3領域に分類され、許容可能なレベルである C 領域、コストと有効性を考慮し代替手段が無い等の一定の条件下で許容可能な B 領域、許容できない A 領域の順にリスクが大きくなります。

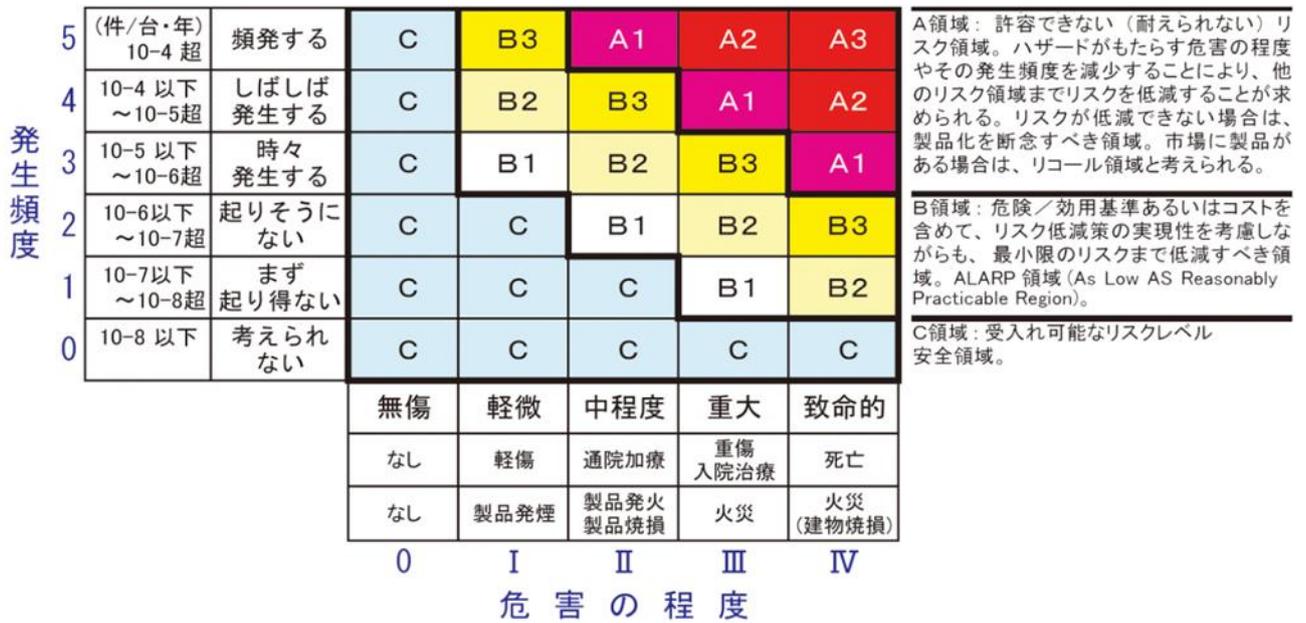


図 19 消費生活用製品に使用する R-Map

- ・ A 領域：許容できない（耐えられない）リスク領域。ハザードがもたらす危害の程度やその発生頻度を減少することにより、他のリスク領域までリスクを低減することが求められる。リスクが低減できない場合は、製品化を断念すべき領域。市場に製品がある場合は、リコール領域と考えられる。
- ・ B 領域：危険／効用基準あるいはコストを含めて、リスク低減策の実現性を考慮しながらも、C 領域までリスクを低減する現実的な技術がない場合のみ許容されるリスク領域。ALARP (As Low As Reasonably Practicable Region) 領域。
- ・ C 領域：受入れ可能なリスクレベル。安全領域。

図 20 は 2020 年度に収集した製品事故情報 1,958 件のうち、リスク分析に必要な情報が入手できた 1,433 件について「重大製品事故」と「非重大製品事故」に分けて集計した結果です。「重大製品事故」でありながらリスク分析結果が、「C」や「B1, B2」と判断されたものは、危害の発生頻度が低いものと考えられます。この分析結果は、経済産業省に提供し、該当製品リスクの大きさに基づいて事業者が行うべき「再発防止措置」の必要性や妥当性の判断に利用されています。

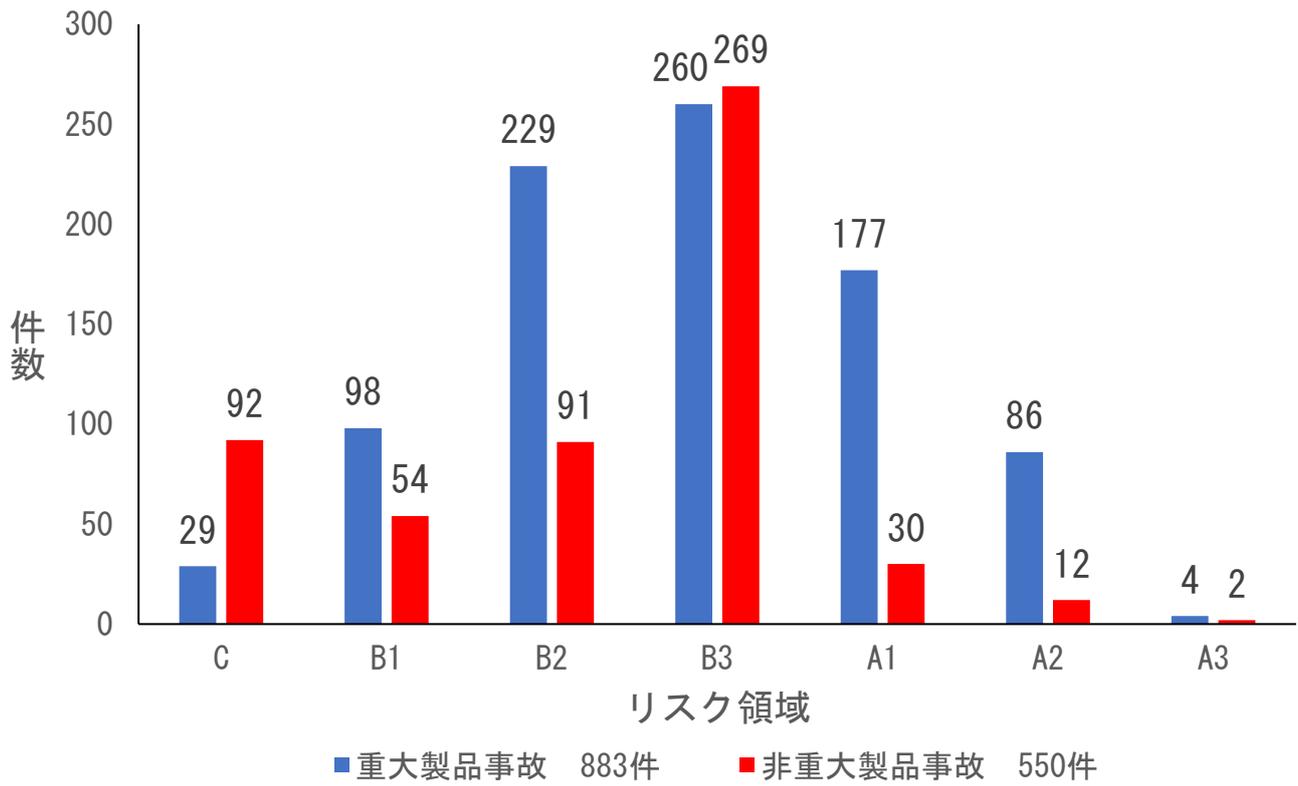


図 20 2020 年度に行った R-Map 分析

## 5 社告・リコール情報の収集及び公開

社告・リコール情報は、製品事故による被害の大きさと発生確率が、社会的に許容されるかどうかを判断した事業者における自主的な対応策であり、該当製品事故の再発防止や類似製品事故の再発・未然防止に役立つ非常に重要な情報です。NITEでは、1989年より、社告・リコール情報の収集内容をホームページで公開し、検索も可能となっています。

表6に、2018年度から2020年度まで3年間の「社告・リコール情報収集及び公開件数」を示します。2020年度にNITEが収集した社告・リコール情報は85件です。製品区分別では、各家庭への普及・稼働台数が一番多い「家庭用電気製品」が全体の38.8%を占めています。ただし、定期的に社告等を行っているものについては、その再社告・リコール件数は含みません。また、製品区分件数の割合は四捨五入により合計が合わない場合があります。詳細はNITEホームページの社告・リコール情報で確認できます。また、2017年の12月から収集したリコール情報は、全てNITEのTwitterアカウントから発信しています。

ホームページの該当アドレス、TwitterのURLは以下になります。

- ・ 社告・リコール情報 ([https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/recall\\_new/index4.html](https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/recall_new/index4.html))
- ・ Twitter公式アカウント ([https://twitter.com/NITE\\_JP](https://twitter.com/NITE_JP))

表6 社告・リコール情報収集及び公開件数

製品区分	2018年度		2019年度		2020年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
01. 家庭用電気製品	28	46.7%	39	48.2%	33	38.8%
02. 台所・食卓用品	2	3.3%	2	2.5%	4	4.7%
03. 燃焼器具	0	0.0%	3	3.7%	1	1.2%
04. 家具・住宅用品	3	5.0%	7	8.6%	4	4.7%
05. 乗物・乗物用品	7	11.7%	13	16.1%	12	14.1%
06. 身のまわり品	11	18.3%	7	8.6%	18	21.2%
07. 保健衛生用品	1	1.7%	0	0%	2	2.4%
08. レジャー用品	2	3.3%	5	6.2%	7	8.2%
09. 乳幼児用品	5	8.3%	4	4.9%	1	1.2%
10. 繊維製品	1	1.7%	1	1.2%	3	3.5%
合計	60	100.0%	81	100.0%	85	100.0%

## 6 事故情報収集・調査結果、注意喚起情報の公表

### 6.1 事故情報収集・調査報告書の公表

N I T Eにて受付・収集した事故情報は、「最新事故情報」として毎週ホームページに公表しています。その製品に関わって発生した事故情報を速やかに公表する役割を担っています。

なお、この事故情報は調査前の情報のため、調査の進展等に従って、事故内容の変更や製品事故でないことが判明した場合は情報を削除することもあります。収集した事故情報は、必要な調査及び分析等を行った後、四半期ごとの「事故動向等解析専門委員会」の審議を経た上で、N I T E製品安全センターホームページに、事故情報調査結果（事故発生日、品名、事故通知内容、事故原因、再発防止措置等）として、品目別に整理して掲載しています。また、掲載と同時に事故情報検索データベースも更新しています。さらに、年度を通じた事故情報収集・調査報告としての取りまとめを行い「事故情報収集・調査報告書」として、ホームページに掲載・公表しています。

ホームページの該当アドレスは以下になります。

- ・ 報告書 (<https://www.nite.go.jp/jiko/report/index.html>)

### 6.2 報道機関への情報提供「プレスリリース」(毎月第4木曜日に実施)

事故情報の調査の結果、再発・未然防止のために、消費者や関係機関等に対して速やかに情報提供を行う必要があると判断した案件については、原則毎月第4木曜日にプレスリリースを行い報道機関に注意喚起情報を提供しています。また、その際には、事故を再現した映像や写真も提供しています。このプレスリリースは、テレビのニュース番組や新聞記事に数多く取り上げられ、消費者への注意喚起に効果を上げています。2020年度は、14件のプレスリリースを通じた注意喚起・公表を行い、その内容はN I T Eホームページにも掲載しています。(別表2に概要を掲載)

ホームページの該当アドレスは以下になります。

- ・ プレスリリース (<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/index.html>)

### 6.3 PSマガジン(製品安全情報マガジン)(毎月第2・4火曜日に配信)

製品安全に関するメールマガジン(製品安全情報マガジン:PSマガジン)を毎月第2・4火曜日に配信しています。最新の事故情報・リコール情報に加え、配信時期に合わせた季節的な製品事故情報、製品安全に関するセミナー・講演会の開催案内等、製品安全情報をタイムリーに配信しています。製造・輸入・販売事業者、行政機関、全国の消費生活センター、消防・警察・医療機関、大学・研究・検査機関、消費者団体や一般の消費者まで含め約7,500の登録先に配信しています。2020年度は定期発刊24回、特別号3回の計27回配信しています。

ホームページの該当アドレスは以下になります。

- ・ PSマガジン (<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/maimagazin/index.html>)

#### 6.4 注意喚起ミニポスター

N I T Eが収集した事故情報の中から、随時必要な注意喚起ミニポスターを作成し、よりわかりやすい事故再現映像とともに公表しています。

ホームページの該当アドレスは以下になります。

- ・ 注意喚起ミニポスター（一部動画付）(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/index.html>)

#### 6.5 YouTube

YouTube N I T E公式チャンネルに、誤使用事故の注意事項を解りやすくまとめた再現映像を公開しています。

該当アドレスは以下になります。

- ・ YouTube N I T E公式チャンネル ([https://www.youtube.com/c/nite\\_JAPAN](https://www.youtube.com/c/nite_JAPAN))

#### 6.6 Twitter

N I T Eの Twitter 公式アカウントに、誤使用事故の注意事項を解りやすくまとめた再現映像、リコール情報、プレスリリース資料などを公開しています。

ホームページの該当アドレスは以下になります。

- ・ Twitter アカウント ([https://twitter.com/NITE\\_JP](https://twitter.com/NITE_JP))

#### 6.7 社会的に注目度の高い製品事故への即時対応

台風 10 号発生後に携帯発電機を屋内で使用したことによる一酸化炭素中毒による死亡事故（鹿児島県）、山手線の電車内で発生したヘアアイロンからの出火事故（東京都）、暴風雪時に携帯発電機を屋内で使用したことによる一酸化炭素中毒による死亡事故（秋田県）等社会的に注目度の高い事故が相次いで発生し、その都度マスコミからの取材及び再現映像などの提供依頼があり、迅速に対応しました。

- ・ 取材並びに映像資料対応件数:232 件
- ・ 映像提供本数:566 本

#### <取材対応等を行った社会的注目度の高い製品事故>

2020 年

- 7 月 飲食店でのガス漏れ爆発事故（福島県）
- 8 月 冷却スプレーを車内で使用したことによるガス爆発事故（広島県）
- 9 月 台風 10 号発生後に携帯発電機を屋内で使用したことによる一酸化炭素中毒による死亡事故（鹿児島県）  
山手線の電車内で発生したヘアアイロンからの出火事故（東京都）
- 11 月 ゴミ処理施設でのリチウムイオン電池から出火事故（鳥取県）
- 12 月 キャンプ場のテント内で発生したガスボンベの爆発事故（北海道）

2021 年

- 1 月 暴風雪時に携帯発電機を屋内で使用したことによる一酸化炭素中毒による死亡事故（秋田県）  
石油ストーブをテント内で使用したことによる一酸化炭素中毒による死亡事故（千葉県）

## 6.8 流通事業者との協力関係

2018 年 6 月にアマゾンジャパンと締結した「製品安全に係る活動の協力に関する協定」に基づき、製品のカスタマーレビュー情報等を入手するとともに、購入された製品に関連のある N I T E の注意喚起情報（プレスリリース資料、再現映像）をアマゾンジャパンが製品の購入者に対して配信する「Amazon あんしんメール」に添付いただいております。2020 年度は新たに 5 カテゴリーの製品（リチウムイオン電池、燃焼機器・小型発電機、ドラム型洗濯機、除菌・消毒用商品、電子レンジ）において配信がされました。また、2020 年度からは災害発生時のメール配信が開始されており、大雪警報が発令された地域に対して 1 日以内に注意喚起メールが配信される等、情報発信の拡大がなされました。他にも、コジマ電気が実施している顧客サービス「くらし応援」活動において、注意喚起リーフレットを顧客へ直接配布（約 4 万 8 千部）しました。

## 6.9 外部機関との連携

廃棄物へのリチウムイオン電池混入による処理時の火災事故防止に向け、公益財団法人容器包装リサイクル協会及び環境省へ YouTube 動画を提供した。N I T E の動画を活用した注意喚起が 47 都道府県、約 1,700 の地方自治体あてに実施されました。

別表1 品目代表例一覧

製品区分	品目代表例
01. 家庭用電気製品	エアコン、テレビ、洗濯機、ACアダプター、配線器具（延長コード・コンセント・プラグ等）、パソコン、電子レンジ、IH調理器、冷蔵庫、扇風機、電気ストーブ、電気ファンヒーター、アイロン、温水洗浄便座、電気炊飯器、携帯電話機、モバイルバッテリーなど
02. 台所・食卓用品	食器、容器、なべ（圧力なべを含む）、フライパン、包丁、冷水筒、まほうびん、ポット、電子レンジ用調理器、びん・缶など
03. 燃焼器具	ガス・石油・まきストーブ、ガス・石油こんろ、カセットこんろ、ガスボンベ、ガス栓、ガスホース、迅速継手、ガス・石油・まきふろがま、ガス給湯器、石油給湯機、ガス・石油ファンヒーター・ガストーチなど
04. 家具・住宅用品	いす、家具（テーブル、食器棚等）、ベッド、テレビ台、はしご・脚立・踏み台、草刈機（電動のものを除く）、扉・シャッター、ハンガー、除雪機、手すり、浴槽、システムキッチン、太陽熱温水器、塗料など
05. 乗物・乗物用品	自転車（電動アシスト車を含む）、車いす（電動車いすを含む）、自転車用空気入れ、自転車用幼児座席、歩行器、自転車用ヘルメット、三輪自転車など
06. 身のまわり品	デスクマット、乾電池、バッテリー、ゆたんぼ、履物、アクセサリ、芳香用ろうそく、ライター、爪切り、懐中電灯、イヤホン、カイロ、傘など
07. 保健衛生用品	柔軟剤、耳かき、歯ブラシ、眼鏡、蚊取り線香、ビューラー、マスク、かみそりなど
08. レジャー用品	玩具、花火、靴、運動器具、楽器、潜水具、カメラ・デジタルカメラ、スキー用品、ウェットスーツなど
09. 乳幼児用品	乳母車、ベビーカー、ほ乳びん、幼児用三輪車、ベビーベッド、幼児用玩具、子守帯、幼児用歩行器、ふろ用浮き輪、乳幼児用衣類など
10. 繊維製品	衣類（下着を含む）、カーペット、寝具、タオルなど
11. その他	上記製品区分に該当しないもの

別表2 報道機関への情報提供「プレスリリース」(2020年度実施概要)

1	<p>2020年4月28日(火) 屋内で気を付けること～子どもが関わる製品事故～</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出を控えたり、学校や保育園などが休みになったりして、子どもが屋内で過ごす時間が長くなっています。外に出る機会が少ない分、屋内で遊ぶことになりませんが、子どもが興味を持ったものや遊びの延長で様々な製品事故が発生するおそれがあります。子どもの起こす事故の事象は、窒息、やけど、下敷き、誤飲など多様であり、それぞれに事故を防ぐためのポイントがあります。子どもの屋内での事故を防ぐため、注意喚起を行います。</p>
2	<p>2020年5月28日(木) 屋内で起こる高齢者の転倒・転落事故を防ぐ～安全な製品選びのポイントと運動時の注意点～</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防のため、屋内で長い時間を過ごすことが多くなりました。外出を控えて動かないことによる高齢者の身体機能などの低下が懸念されています。屋内で起こる高齢者(65歳以上)の事故の多くが、転倒したり、転落したりして発生しています。屋内で起こる高齢者の製品での転倒や転落事故を防ぐため、製品の使用上の注意点や高齢者の特性に合った製品の選び方について注意喚起を行います。</p>
3	<p>2020年6月25日(木) エアコンの内部洗浄による事故に注意～製造から長期間経過した換気扇・扇風機にも注意～</p> <p>6月も下旬となり気温が上がって、エアコンを使う機会が増えてきました。毎年7月はエアコンの火災事故が多く発生します。エアコンの事故の中で、今後、特に発生が心配なものは、誤った内部洗浄方法による火災事故です。新型コロナウイルスの影響で、身の回りのものを清潔に保とうとする機運が高まっており、エアコンの内部洗浄を自ら行おうとする方が増えることが予測されます。しかし、内部洗浄方法を誤ると、危険な事故に至るおそれがあるため、エアコンの内部洗浄について注意喚起を行います。</p> <p>また、ウイルスの感染予防には室内の換気が必要とされるため、エアコンの使用のみならず、換気扇や扇風機の使用も同様に増加すると考えられます。換気扇・扇風機において、製造から長期間経過している製品は内部部品の劣化により発火するおそれがありますので、製品使用時の注意点等について、併せて注意喚起を行います。</p>
4	<p>2020年7月21日(火) 楽しいはずの「おうちごはん」で事故のおそれ～台所用品による子どもの事故に注意！使い方を教えて、見守る～</p> <p>外出自粛やテレワークなどにより在宅時間が長くなったことで料理する機会が増えています。また、家族そろって料理を行う“おうちごはん”がSNS等で話題になりました。夏休みに入るとさらに子どもが料理する機会が増えると考えられることから、台所用品による子どもの事故を防ぐため、親子で使用する際の注意点などについて、注意喚起を行います。</p>
5	<p>2020年8月27日(木) おうちキャンプを楽しく安全に～使い方・捨て方・選び方～</p> <p>8月も下旬となり秋が近づいてきました。近年はキャンプが人気を博しています。特に今年は新型</p>

	<p>コロナウイルスにより、自宅で過ごしながら楽しむ工夫として、屋内やベランダなどでキャンプ気分を味わう”おうちキャンプ”が注目されています。キャンプに使用される製品の取り扱いを間違えると火災や重篤なけがを負うおそれがあることから、キャンプ用品の事故を防ぐため、製品の使用上の注意点などについて、注意喚起を行います。</p>
6	<p>2020年9月24日（木）</p> <p>中古品に潜む危険！リユース時の注意～安全で持続可能な社会を目指して～</p> <p>フリマアプリなどの登場により、個人間の物品の売買が気軽にできるようになりました。また、おうち時間を活用するなどして、断捨離を始める方も少なくありません。製品のリユース（再使用）を促進することは、限られた資源を有効活用するとともに廃棄物の発生抑制につながり、環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成に貢献します。一方で、中古品を使用することで思わぬ事故が発生していることから、中古品の事故を防ぐため、製品を提供する側と入手する側のそれぞれの注意点などについて、注意喚起を行います。</p>
7	<p>2020年10月22日（木）</p> <p>誤った使い方で大けがを負うことも～はしご・脚立の事故に注意～</p> <p>11月から年末にかけて、庭木の剪定や果実の収穫、大掃除などの場面でははしごや脚立が活躍します。今年は新型コロナウイルスの影響で外出を控えるため、DIYに挑戦する方も増え、これらの製品の使用頻度が増加すると考えられます。また、帰省などが控えられることにより、普段は子や孫に作業を任せている高齢者が自ら脚立などを使用する機会が増えることが想定されます。はしごや脚立では不適切な取り扱いや不注意による転倒・転落事故が多く発生していることから、事故を防ぐため、製品の正しい取り扱い方法や注意点などについて、注意喚起を行います。</p>
8	<p>2020年10月22日（木）</p> <p>SAFE-Lite～スマホで手軽に事故防止～</p> <p>N I T Eは、11月9日、スマートフォンやパソコンから簡単に無料をご利用いただける製品安全に特化したウェブ検索ツール「SAFE-Lite」の提供を開始します。製品の利用者が普段お使いの言葉で、製品事故が発生する前にみられる「予兆（現象）」情報を「SAFE-Lite」に入力すると、同じ現象の事故だけではなく、よく似た事故情報も表示されます。N I T Eは、「SAFE-Lite」を多くの方にご利用いただくことで製品事故の未然防止が進み、より安心・安全な社会になることを期待しています。</p>
9	<p>2020年11月26日（木）</p> <p>衣類や布団などの可燃物の接触到注意！～暖房器具による火災を防ぐ～</p> <p>寒くなり、暖房器具の使用機会が多くなる時期になりました。使用機会の増加とともに暖房器具での火災事故が増え始めます。暖房器具の事故を事象別にみると、可燃物接触による事故が最も多く発生しています。火を熱源としない電気ストーブでも、可燃物が接触すると過熱され火災に至るおそれがあります。暖房器具の事故を防ぐため、冬を前に製品の正しい使用方法や注意点などについて、注意喚起を行います。</p>
10	<p>2020年12月24日（木）</p> <p>テレワークで大混雑～プラグ・コードの取り扱いに注意～</p> <p>新型コロナウイルスの影響により在宅勤務を行うためなど、自宅に新たに電源が必要となったこ</p>

	<p>とで、テーブルタップなどの需要が増えています。電源周りが煩雑になってしまっている場合も考えられ、電源コードの損傷事故などは増加するおそれがあります。配線器具の事故を防ぐため、年末の大掃除の際に点検すべきポイントや、使用上の注意点などについて、注意喚起を行います。</p>
11	<p>2021年1月28日（木）</p> <p>冬の死亡事故に注意！除雪機で19件、一酸化炭素中毒で17件～除雪機の安全装置を正しく使う、発電機は室内で使用しない、温水機器や暖房器具使用時はこまめに換気する～</p> <p>今冬は、豪雪や大寒波の影響などで除雪機による死亡事故が相次ぎ発生し、また一酸化炭素中毒による死亡事故も発生しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で除雪作業の担い手が不足し、比較的高齢の方が慣れない作業をする地域もありより一層注意が必要です。また、給湯器などの温水機器や石油ストーブなどの暖房器具の使用機会が続き、寒さから換気を控えることで一酸化炭素中毒の事故が発生するおそれがあります。冬に多く起こる事故を防ぐため、除雪機や携帯用発電機などの正しい使用方法や使用上の注意点などについて、注意喚起を行います。</p>
12	<p>2021年2月25日（木）</p> <p>インターネットでの購入前にしっかり確認～連絡が取れない事業者や粗悪な製品に注意～</p> <p>コロナ禍により外出が控えられている中、インターネットで製品を購入する方が増えています。しかしながらインターネット上では一部で品質に問題のある粗悪品が販売されている事例があり、インターネットでの購入品による事故は近年増加しています。新型コロナウイルスの影響により、外出の自粛要請など外に買い物へ出ることが難しくなる場合もあり、インターネットでの売買が今後も増えていくものと考えられます。インターネットでの購入品による事故を防ぐため、製品購入前の注意点などについて、注意喚起を行います。</p>
13	<p>2021年3月17日（木）</p> <p>N I T EはYahoo! JAPANと製品安全に関して連携を開始します</p> <p>N I T Eは、ヤフー株式会社（Yahoo! JAPAN）と製品安全に関する連携を開始します。本連携により、N I T Eは情報の共有や分析、提供を進めていくことで製品事故の未然防止や再発防止活動を強化し、多くの消費者のより安全で豊かな暮らしに貢献していきます。</p>
14	<p>2021年3月25日（木）</p> <p>3年連続、年100件以上発生～点検と情報確認で自転車の製品事故を防ぎましょう～</p> <p>昨年から続くコロナ禍の影響により、自転車の需要が、三密を避けて移動する手段として高まっています。また、4月は通勤や通学手段として新たに自転車に乗り始める人が増える季節です。自転車の製品事故は、4月から5月にかけて最も多く発生しています。2020年では緊急事態宣言が解除された後の6月に事故が多く発生しているため、3月21日まで継続した今回の緊急事態宣言の後も同様に事故の増加が懸念されます。自転車は手軽で便利な乗り物ですが、油断や慣れからくる誤った使い方が大きな事故につながることから、事故を防ぐため、乗車前点検、初期点検など、日頃から自転車の状況を確認することなどについて、注意喚起を行います。</p>